

那覇市公報

第 1 7 8 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○那覇広域都市計画下水道事業那覇市公共下水道の事業計画の変更に係る縦覧について（上下水道局下水道課）	4
○建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について（建築指導課）	5
○都市景観資源の指定及び解除について（都市計画課）	6
○令和2年度那覇市一般会計補正予算（第11号）（財政課）	7
○令和3年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について（廃棄物対策課）	16
○令和2年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（まちなみ整備課）	31
○令和3年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算（まちなみ整備課）	32
○令和2年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）（まちなみ整備課）	34
○令和3年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算（まちなみ整備課）	35
○令和2年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）（財政課）	36
○令和3年度那覇市病院事業債管理特別会計予算（財政課）	37
○那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について（生活衛生課）	38
○令和2年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（国民健康保険課）	39
○令和3年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算（国民健康保険課）	42
○令和2年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（国民健康保険課）	45

○令和 3 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算 (国民健康保険課)	47
○令和 3 年度那覇市一般会計予算 (財政課)	49
○令和 2 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 2 号) (上下水道局企画経営課)	59
○令和 2 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) (上下水道局企画経営課)	61
○令和 3 年度那覇市水道事業会計予算 (上下水道局企画経営課)	63
○令和 3 年度那覇市下水道事業会計予算 (上下水道局企画経営課)	66

◇ 公 告 ◇

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (建築指導課)	69
○個人情報業務届出書の公表について (法制契約課)	70
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (法制契約課)	72
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)	77
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)	78
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)	79
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)	80
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について (道路建設課)	81
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について (道路建設課)	82
○那覇広域都市計画道路の変更 (都市計画課)	83
○那覇広域都市計画道路の変更 (都市計画課)	84

◇ 議 会 規 則 ◇

○那覇市議会会議規則の一部を改正する規則	85
----------------------------	----

◇消防局訓令◇

○那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令	88
○那覇市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令	91

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	97
○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	98
○那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について	99
○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	100
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	101
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	103

◇教育委員会訓令◇

○那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令	104
-------------------------------------	-----

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市立学校職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程を廃止する訓令.....	107
---	-----

◇選挙管理委員会告示◇

○那覇市選挙管理委員会委員長の退職について	108
○那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名について.....	109

◇監査委員公表◇

○令和 2 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について（公表）	110
--	-----

告 示

那覇市告示第 482 号

令和 3 年 3 月 11 日

掲 示 済

那覇広域都市計画下水道事業那覇市公共下水道の事業計画の変更に
係る縦覧について

都市計画法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 施行者の名称：那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類：那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称：那覇市公共下水道
- 3 事業施行期間：昭和47年5月15日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分：変更なし
 - (2) 使用の部分：昭和48年沖縄県告示第83号、昭和49年沖縄県告示第278号、昭和55年沖縄県告示第224号、昭和60年沖縄県告示第323号、平成3年沖縄県告示第383号、平成4年沖縄県告示第980号、平成10年沖縄県告示第805号、平成15年沖縄県告示第856号、平成18年沖縄県告示第214号及び平成22年沖縄県告示第159号の事業地のうち、那覇市若狭1丁目、通堂町及び奥武山町地内において事業地を変更する。
- 5 縦覧場所：那覇市上下水道局 上下水道部 下水道課

那覇市告示第 487 号
令和 3 年 3 月 12 日
掲 示 済

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指 定 番 号：第 10 号
- 2 指定道路の種類：第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指 定 年 月 日：令和3年3月12日
- 4 指定道路の位置：那覇市首里石嶺町三丁目267番1、267番47、268番8、268番42
- 5 指定道路の幅員：4.00～7.00m
- 6 指定道路の延長：24.12m

那覇市告示第 505 号
令和 3 年 3 月 22 日
掲 示 済

都市景観資源の指定及び解除について

那覇市都市景観条例第25条第1項の規定に基づき下記の物件を都市景観資源に指定及び解除したので、同条第4項及び第6項の規定に基づき告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

指 定

No	名 称	所在地	所有者・管理者
71	首里高校正門の緑の群生	首里真和志町 2-43	沖縄県立首里高等学校
72	安次嶺之御嶽と樹林	上間 1-679-1 (地番)	上間自治会

※番号については、前回からの連番となっています。

解 除

No	名 称	所在地	所有者・管理者
9	安里公園のガジュマル	字安里 136 番 地の 3	那覇市公園管理課

那 覇 市 告 示 第 1 号

令 和 3 年 4 月 1 日

令和3年（2021年）2月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市一般会計補正予算（第11号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度那覇市の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,613,736千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,152,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		48,865,345	365,665	49,231,010
	1 市民税	20,937,625	△36,147	20,901,478
	2 固定資産税	22,693,958	380,778	23,074,736
	3 軽自動車税	795,124	△103	795,021
	6 事業所税	1,003,238	21,137	1,024,375
3 利子割交付金		19,187	1,240	20,427

	1 利子割交付金	19,187	1,240	20,427
4 配当割交付金		69,304	△429	68,875
	1 配当割交付金	69,304	△429	68,875
5 株式等譲渡所得割交付金		61,297	279	61,576
	1 株式等譲渡所得割交付金	61,297	279	61,576
6 地方消費税交付金		6,851,205	△144,924	6,706,281
	1 地方消費税交付金	6,851,205	△144,924	6,706,281
7 環境性能割交付金		44,007	△10,180	33,827
	1 環境性能割交付金	44,007	△10,180	33,827
9 地方特例交付金		114,596	18,506	133,102
	1 地方特例交付金	114,596	18,506	133,102
10 地方交付税		8,912,047	△126,552	8,785,495
	1 地方交付税	8,912,047	△126,552	8,785,495
12 法人事業税交付金		625,214	△6,885	618,329
	1 法人事業税交付金	625,214	△6,885	618,329
13 分担金及び負担金		778,394	△128,840	649,554
	2 負担金	778,393	△128,840	649,553
14 使用料及び手数料		3,386,122	△118,042	3,268,080
	1 使用料	2,669,850	△119,606	2,550,244
	2 手数料	716,272	1,564	717,836
15 国庫支出金		80,907,759	△245,375	80,662,384
	1 国庫負担金	36,550,400	△92,476	36,457,924
	2 国庫補助金	44,261,517	△151,650	44,109,867
	3 委託金	95,842	△1,249	94,593
16 県支出金		19,056,953	△973,252	18,083,701
	1 県負担金	8,636,787	△129,515	8,507,272
	2 県補助金	9,718,586	△831,366	8,887,220
	3 委託金	701,580	△12,371	689,209
17 財産収入		610,667	△40	610,627
	1 財産運用収入	440,888	△2,958	437,930
	2 財産売却収入	169,779	2,918	172,697
18 寄附金		262,817	70,009	332,826
	1 寄附金	262,817	70,009	332,826
19 繰入金		6,067,474	△984,906	5,082,568

	1 特別会計繰入金	114,536	4,135	118,671
	2 基金繰入金	5,952,938	△989,041	4,963,897
21 諸収入		1,482,537	△28,810	1,453,727
	1 延滞金加算金及び過料	53,571	△15,452	38,119
	2 市預金利子	836	△193	643
	4 受託事業収入	65,428	△22	65,406
	5 雑入	1,275,347	△13,143	1,262,204
22 市債		18,645,200	△4,301,200	14,344,000
	1 市債	18,645,200	△4,301,200	14,344,000
歳入合計		200,766,707	△6,613,736	194,152,971

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		739,753	△7,687	732,066
	1 議会費	739,753	△7,687	732,066
2 総務費		21,786,533	△3,835,622	17,950,911
	1 総務管理費	19,289,606	△3,730,430	15,559,176
	2 徴税費	1,225,383	△59,689	1,165,694
	3 戸籍住民基本台帳費	812,787	△17,011	795,776
	4 選挙費	164,089	△23,481	140,608
	5 統計調査費	187,570	△3,978	183,592
	6 監査委員費	107,098	△1,033	106,065
3 民生費		117,390,304	49,472	117,439,776
	1 社会福祉費	60,312,372	628,486	60,940,858
	2 児童福祉費	32,810,397	△804,366	32,006,031
	3 生活保護費	24,267,534	225,352	24,492,886
4 衛生費		10,883,917	△218,757	10,665,160
	1 保健衛生費	7,194,627	△179,541	7,015,086
	2 清掃費	3,689,290	△39,216	3,650,074
5 労働費		36,206	△2,000	34,206
	1 労働諸費	36,206	△2,000	34,206
6 農林水産業費		414,240	△283,592	130,648
	1 農業費	89,000	△49,260	39,740
	2 林業費	27,769	10	27,779
	3 水産業費	297,471	△234,342	63,129

7 商工費		3,554,578	△297,446	3,257,132
	1 商工費	3,554,578	△297,446	3,257,132
8 土木費		12,269,581	△1,028,473	11,241,108
	1 土木管理費	212,576	△12,705	199,871
	2 道路橋りょう費	1,176,387	△97,915	1,078,472
	3 港湾費	707,042	△20,130	686,912
	4 都市計画費	6,441,943	△902,220	5,539,723
	5 住宅費	3,731,633	4,497	3,736,130
9 消防費		3,368,749	△40,382	3,328,367
	1 消防費	3,368,749	△40,382	3,328,367
10 教育費		17,059,247	△1,290,749	15,768,498
	1 教育総務費	4,478,617	△683,243	3,795,374
	2 小学校費	6,461,594	△268,379	6,193,215
	3 中学校費	2,629,847	△189,431	2,440,416
	4 幼稚園費	10,378	0	10,378
	5 社会教育費	1,577,250	△85,535	1,491,715
	6 保健体育費	1,901,561	△64,161	1,837,400
12 公債費		11,533,070	△158,500	11,374,570
	1 公債費	11,533,070	△158,500	11,374,570
14 予備費		1,730,524	500,000	2,230,524
	1 予備費	1,730,524	500,000	2,230,524
歳出合計		200,766,707	△6,613,736	194,152,971

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			50,467
	1 総務管理費		48,986
		住民異動受付支援システム導入事業	1,452
		旧那覇飛行場用地問題解決事業	17,521
		新文化芸術発信拠点施設開館記念関連事業	3,388
		新文化芸術発信拠点施設管理運営費	7,017
		佐藤惣之助詩歌碑移設事業	19,608
	3 戸籍住民基本台帳費		1,481
		一般事務費	1,481

3 民生費			1,109,229
	1 社会福祉費		6,339
		真地市営住宅高齢者施設建設事業	3,056
		老人福祉センター等改修事業	3,283
	2 児童福祉費		1,102,890
		老朽化保育所増改築等事業	45,438
		待機児童解消等加速化事業	356,625
		垣花こども園園舎建設事業	11,262
		神原小区児童クラブ活動拠点整備事業	24,613
		大道こども園増改築事業	210,297
		小禄小区児童クラブ活動拠点整備事業	12,347
		天妃こども園園舎建設事業	383,212
		安謝こども園園舎建設事業	20,654
		大道こども園調理設備等整備事業	22,509
		大道保育所解体撤去事業	14,506
		一般管理費	1,427
4 衛生費			24,370
	2 清掃費		24,370
		雨水溝改修事業	24,370
7 商工費			1,348,428
	1 商工費		1,348,428
		那覇市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業	337,095
		那覇市制 100 周年事業(プレ事業)「那覇市の三大祭り記念映像制作事業」	10,000
		公設市場管理運営事業	1,705
		沖縄の食の魅力発信拠点整備事業	999,628
8 土木費			1,605,232
	2 道路橋りょう費		207,560
		道路台帳更新事業	3,000
		私道整備補助金	5,000
		道路維持管理事業	35,519
		道路維持事業	20,895
		里道整備事業	5,000
		法定外橋梁修繕事業	7,000
		路面修繕事業(単独)	24,587
		道路新設改良事業(単独)	432

		交通安全施設整備事業(特交金)	19,927
		交通安全施設整備事業(特交金)	4,000
		橋りょう長寿命化修繕事業	82,200
	4 都市計画費		298,923
		総合公共交通の推進事業	4,994
		景観形成推進事業	2,000
		無電柱化引込設備事業負担金	1,200
		街路樹維持管理費	5,115
		街路整備事業(単独)	1,956
		モノレール・インフラ等修繕	21,344
		路面修繕事業	69,768
		公園維持管理費	29,493
		公園整備事業(沖縄振興公共投資交付金)	64,540
		公園施設長寿命化対策支援事業	27,780
		公園整備事業(社会資本整備総合交付金)	68,876
		公園整備事業(単独)	1,857
	5 住宅費		1,098,749
		市営住宅ストック総合改善事業	315,309
		地域居住機能再生推進事業	625,927
		真地市営住宅建替事業	154,312
		市営住宅施策検討調査事業	3,201
9 消防費			173,300
	1 消防費		173,300
		那覇市防災情報システム整備事業	173,300
10 教育費			3,752,955
	1 教育総務費		1,896,311
		学校 ICT 環境整備事業(GIGA)	760,552
		学校情報機器等整備事業(GIGA)	1,135,759
	2 小学校費		1,577,184
		施設維持管理費(小学校)	1,155
		小学校環境整備事業(トイレ整備)	123,008
		小学校消防用設備等重点整備事業	3,835
		小学校環境整備事業(屋内運動場照明整備)	4,640
		小学校プール改修整備事業	10,343
		小学校施設ブロック塀対策事業	13,243

		石嶺小学校校舎建設事業	198,630
		垣花小学校屋内運動場建設事業	76,334
		若狭小学校校舎建設事業	89,223
		神原小学校屋内運動場建設事業	506,720
		地域・学校連携施設(神原小)建設事業	28,477
		開南小学校屋内運動場建設事業	79,175
		高良小学校屋内運動場建設事業	66,687
		天妃小学校屋内運動場建設事業	311,902
		識名小学校校舎建設事業	7,598
		小禄小学校屋外倉庫等建設事業	16,192
		与儀小学校校舎建設事業	1,838
		松川小学校屋内運動場建設事業	1,929
		古蔵小学校屋内運動場建設事業	1,929
		石嶺小学校屋内運動場建設事業	34,326
		3 中学校費	
		中学校消防用設備等重点整備事業	9,506
		中学校環境整備事業(トイレ整備)	84,424
		石嶺中学校空調設備更新事業	83,113
		中学校環境整備事業(屋内運動場照明整備)	6,086
		中学校施設ブロック塀対策事業	12,654
		松島中学校屋内運動場建設事業	4,192
		4 幼稚園費	
		認定こども園等ブロック塀対策事業	10,378
		5 社会教育費	
		首里城周辺地域整備事業	30,506
		6 保健体育費	
		開南小学校給食調理場改築事業	33,850
		与儀小学校給食調理場改築事業	4,751
合 計			8,063,981

2 変 更

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費			59,453		64,039
	1 総務管理費		59,453		64,039
		小禄支所建設整備事業	59,453	小禄支所建設整備事業	64,039

8 土木費			932,344		1,515,252
	2 道路橋りょう費		127,000		171,151
		道路新設改良事業(社会資本交付金)	127,000	道路新設改良事業(社会資本交付金)	171,151
	4 都市計画費		805,344		1,344,101
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	169,893	沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	476,383
		沖縄都市モノレール(株)貸付金	7,551	沖縄都市モノレール(株)貸付金	21,113
		街路整備事業(公共投資交付金)	627,900	街路整備事業(公共投資交付金)	846,605
10 教育費		123,376		444,286	
	2 小学校費	123,376		444,286	
		上間小学校屋内運動場建設事業	123,376	上間小学校屋内運動場建設事業	444,286
合 計			1,115,173		2,023,577

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
東京 2020 オリンピック・パラリンピック関係事業(観光課)	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	11,140
土木積算システム保守管理業務委託(道路建設課)	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	10,998
土木積算システム保守管理業務委託(道路管理課)	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	1,010
土木積算システム保守管理業務委託(花とみどり課)	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	5,379
土木積算システム保守管理業務委託(公園管理課)	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	955
土木積算システム保守管理業務委託(建築工事課)	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	4,205
土木積算システム保守管理業務委託(施設課)	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	2,975

2 廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
那覇市精神障がい者地域生活支援センター事業(障がい福祉課)	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	127,516
宇栄原市営住宅建替事業(第 6 期実施設計)(市営住宅課)	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	157,698

第 4 表 地方債補正

1 追 加

(単位: 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
18 減収補填債	754,600	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

2 変 更

(単位: 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
3 公立文化施設整備事業	7,007,800	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	3,260,900	補正前に同じ		
4 社会福祉施設整備事業	189,800				173,300			
9 道路整備事業	133,400				116,600			
11 都市計画事業	365,900				243,900			
12 都市公園整備事業	195,600				163,300			
13 市営住宅建設事業	510,800	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	508,600	補正前に同じ		
15 教育施設整備事業	3,049,100				2,473,000			

3 廃 止

（単位：千円）

起債の目的	限度額	備 考
1 特定地域施設整備事業	13,700	
7 農林水産事業	91,800	
17 徴収猶予特例債	437,500	

那 覇 市 告 示 第 2 号

令 和 3 年 4 月 1 日

令和3年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和3年度那覇市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）第18条第2項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市一般廃棄物処理実施計画

はじめに

1 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条に基づき、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号。以下「条例」という。）及び「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の方針に従って一般廃棄物の処理を実施するにあたり、ごみの発生・排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、及びし尿・浄化槽汚泥の処理に関する本年度の計画を定めるものである。

2 対象区域

本計画の対象区域は、那覇市内全域とする。（米軍基地を除く。）

3 計画の範囲

本計画において、本市が処理する一般廃棄物は、市内で発生するごみ及びし尿・浄化槽汚泥とする。また、ごみは、一般家庭の日常生活等から発生する「生活系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

4 計画期間

令和3（2021）年4月1日から令和4（2022）年3月31日まで

5 処理計画

区分	処理量	搬入施設
燃やすごみ	85,507 t	那覇・南風原クリーンセンター
燃やさないごみ （有害・危険ごみを含む）	2,607 t	那覇・南風原クリーンセンター
粗大ごみ	2,015 t	那覇・南風原クリーンセンター
資源化物	14,266 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設
適正処理困難物	244 t	エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟
拠点回収	29 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設
使用済小型電子機器	21 t	株式会社拓琉金属
し尿・浄化槽汚泥	4,780 kl	那覇市し尿等下水道放流施設

1 章 ごみ処理

1 ごみの発生・排出抑制、及び減量化・資源化計画

(1) 基本方針（4 R の推進）

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である 4 R（Refuse（リフューズ）：不要なものは断る、Reduce（リデュース）：減量する、Reuse（リユース）：再使用する、Recycle（リサイクル）：再生利用する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の促進のため次の取り組みを行う。

① 広報・啓発

5 月 30 日（ごみゼロの日）と関連付けて、マイバックの利用促進や、プラスチック容器包装の店頭回収の利用促進等、ごみの発生抑制及び減量化が促進されるよう広報・啓発を行い、市民のごみ問題への意識の高揚及び 4 R の周知を図る。

② 環境教育（買い物ゲーム）

市内の小学校 4 年生を対象として、学校の授業でごみ減量体験型学習プログラムを実施することにより、ごみの減量化及び資源化に対する意識啓発を図り 4 R を推進する。

③ 食品ロス削減に向けた広報・啓発

廃棄物の発生・排出抑制の観点から、食品ロス削減に向けた啓発として以下の取り組みを行う。

ア 食品ロス削減月間と関連付けて、食品ロス削減に関する広報・啓発を行い、市民及び事業者の食品ロス削減に対する意識の高揚を図る。

イ 事業系食品ロス削減に向けた食べきりに関する啓発資料として、「味わい・食べきり心得帳」を作成し、大規模事業所等へ配布する。

(2) ごみの減量化・資源化計画

① 生活系ごみ

ア ごみの分別

一般家庭のごみは、6 区分 14 種類分別【燃やすごみ、燃やさないごみ（使用済小型電子機器（以下「小型家電」という。）・その他）、粗大ごみ、資源化物（缶・ガラスびん・ペットボトル・古紙・古布・草木）、有害・危険ごみ（有害ごみ・危険ごみ・乾電池）、廃スプリング入り製品】とし、分別の種類及び方法は「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。

イ 雑がみの分別と資源化の推進

資源化物である雑がみの分別・資源化を促進し、ごみ減量の推進を図る。

ウ 生ごみの発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制や、ごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発、また、生ごみ処理機器の購入支援による減量及び資源化の推進を図る。

エ 家庭ごみ有料化制度の実施

市が収集する生活系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの処理を有料化することで、市民のごみを排出する際のコスト意識の啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

オ 適正処理困難一般廃棄物の処理について

条例第 20 条及び同規則第 2 条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進する。

適正処理困難物のうち、廃スプリング入りマットレスや廃スプリング入りソファ等（以下「廃スプリング入り製品」という。）については、国による適正処理ルートが確立されるまでの間、市で収集及び処理を行うが、当該処理に係る費用は原則、排出者の全額負担とする。

カ 拠点回収事業

家庭から排出される資源化物のうち、無断持ち去りが発生している缶・古紙について、拠点回収する地域の団体に対し奨励金を交付することにより、資源化物の無断持ち去りを防止し、民間団体の資源化活動を促進させ、ごみの減量及び資源化の推進を図る。

キ 店頭回収の推進

食品トレイ等の容器包装については、店頭回収を実施しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点を P R し、販売事業者による資源化を促進する。

ク 広報・啓発

(ア) 市で収集するごみについて

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)を作成し、全戸配布するとともに、市外からの転入者には、より詳細な「家庭用ごみ分別の手引き」(パンフレット)も配付する。

(イ) 市で収集・処理しないごみについて

次に掲げる品目のごみとなった場合は、市での収集・処理を行わないが、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図るものとする。

- a 特定家庭用機器再生商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、及びエアコン）
- b パソコン
- c リサイクルシステムが構築されているボタン電池、充電式電池、消火器、オートバイ等

(ウ) 宅配便回収について

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社（認定第 24 号）が実施する小型家電の自宅からの宅配便回収について、制度の周知を図り、パソコンその他の小型家電の再資源化の促進を図る。

ケ リフォームごみについて

日曜大工及び自ら自宅をリフォームする際に発生した建築廃材等については、原則、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについては、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

コ 地域清掃について

自治会、ボランティア団体、NPO 等が実施する地域清掃（道路ボランティア含む）によるごみについては、一般家庭のごみに準じた分別区分とし、収集を実施する。

サ 草木の例外処理について

台風・大雨等により一時期に大量に発生したため処理が困難となった草木、異物混入等により資源化が困難な草木については、資源化の対象とせず、焼却処理を行う。

② 事業系ごみ

ア ごみの分別

事業所ごみは、法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物の範囲内において、2 区分 5 種類分別【(燃やすごみ(資源化できない紙類・生ごみ(以下「食品残渣」という。))・木製品)、資源化物(古紙・草木))】とし、「事業系ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)において定めるものとする。ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるプラスチック製容器包装は燃やすごみとして、缶、ガラスびん、ペットボトルは資源化物として、分別し排出することができるものとする。

イ 事業系古紙の分別と資源化の推進

事業系古紙（機密文書及び雑がみを含む）は、分別及び資源化を推進するとともに、資源化が可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

ウ 草木の分別と資源化の推進

事業活動に伴い発生する草木は、分別及び資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

エ 食品ロスの発生・排出抑制と食品残渣の減量化・資源化の推進

食品廃棄物の発生・排出抑制に係る取組みとして、外食事業者を対象とした「食べきり協力店登録制度」を推進し、登録事業者の協力を

得て食品ロス削減へ向けた啓発を実施する。

食品残渣として排出する場合は、水切りの徹底等による減量化を啓発するとともに、食品リサイクルを推進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の取り組み義務の対象とならない事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の再生利用事業者の紹介を行い、資源化の促進を図る。

オ 事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書の作成指導を継続し、個別訪問による分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底するとともに、その他の事業所についても必要に応じ訪問調査等により実態把握を行い、適正処理の指導を行うことにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

カ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。

キ 資源化物処理ルート維持

再生利用が可能な食品残渣及び草木については、当該品目限定の一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）の維持を図り、当該許可業者の搬入施設での再生処理を行うことを推奨することにより、ごみの減量・資源化を推進する。

ク 広報・啓発

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「事業系ごみの分け方・出し方」（チラシ）及び「事業系ごみ適正処理の手引き」（パンフレット）を作成し、各事業所への配付を行う。

ケ 自ら事業所をリフォームする際に発生した建築廃材等について

当該廃棄物については、原則、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについて、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

コ 事業所から排出される缶・ガラスびん・ペットボトルの排出区分の適正化

事業活動に伴い排出される缶類・ガラスびん・ペットボトルについては、廃棄物処理法第2条の規定に従い、産業廃棄物に区分し再生処理を推奨し、エコマール那覇リサイクル棟への搬入を禁止する。

2 収集・運搬計画

(1) ごみ区分ごとの収集・運搬量 (単位: トン)

① 計画収集

ア 生活系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	7,192
	委託業者		35,690
	直接持込		9,665
	許可業者		8,338
	市 民		1,327
燃やさないごみ (有害・危険ごみ 含む)	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	356
	委託業者		1,486
	直接持込		765
	許可業者		351
	市 民		414
粗大ごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	139
	委託業者		709
	直接持込・市民		1,167
資源化物	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟及び市 長の指定する民間 資源化施設	2,442
	委託業者		10,242
	直接持込		1,379
	許可業者		820
	市 民		559
適正処理困難物 (廃スプリング 入り製品)	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟・プラザ 棟	21
	委託業者		119
	直接持込		104
	許可業者		20
	市 民		83

イ 事業系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直接持込	那覇・南風原 クリーンセンター	33,225
	許可業者		32,758
	事 業 者		467

資源化物 (古紙・草木を除く)	直接持込	エコマール那覇 リサイクル棟	196
	許可業者		196

② その他 (直接資源化等)

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
資源化物 (缶、古紙)	拠点回収	エコマール那覇リ サイクル棟及び市 長の指定する民間 資源化施設	29
小型家電 (パソコンを含む)	宅配便回収	株式会社拓琉金属(小 型家電リサイクル法認 定事業者 認定第 28 号)	21

(2) 収集・運搬方法

①生活系ごみ

ア 生活系ごみは、直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。なお、定日収集により難しい一部の集合住宅等については、許可業者が収集する。

イ 一戸建て世帯は各家庭の門前で収集し、団地・アパート等の場合は敷地内の所定の場所で収集する。

ウ 分別されたごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源化物、有害ごみ、危険ごみ及び乾電池については、定日収集により行う。粗大ごみ及び廃スプリング入り製品は電話受け付けにより収集日を指定する。

収集するごみの種類及び収集日等については、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)において定めるものとする。

エ 直接持込とは、市民自ら車両を運転し、又は市民から委託を受けた許可業者が、直接中間処理施設へごみを搬入することをいう。

オ 引っ越し等により多量に排出されるごみは、排出者自ら、又は許可業者に委託して、中間処理施設に搬入するものとする。

カ 事業の用に供さない空き家及び空き地、墓地等の清掃に伴う草木は、市民がエコマール那覇リサイクル棟へ直接持込又は許可業者へ委託若しくは自己処理(各自で家庭へ持ち帰り、分別をして出す等の対応)するものとする。

キ 在宅医療系廃棄物のうち非鋭利な物については、平成 17 年 9 月 8 日付け環廃対発 050908003 号・環廃産発 050908001 号の環境省通知を踏まえ、安全に取り扱うことができ、感染の可能性が低いものについて

は、市が生活系ごみとして処理する。

ク 市民が排出した資源化物を無断で持ち去ることを禁止し、禁止行為違反者に対し、行政指導及び行政処分を科すことで、適正な定日収集を推進する。

ケ 地域清掃によるごみについては、電話受け付けにより収集日を指定する。

コ 廃スプリング入り製品は、エコマール那覇プラザ棟において選別・一時保管を行い、スプリングを除いた選別残渣は那覇・南風原クリーンセンターへ搬入する。

②事業系ごみ

事業活動に伴って生じる事業系ごみは、法第 3 条及び条例第 3 条に基づき、事業者自ら処理するか、又は、許可業者へ委託して適正に処理しなければならない。

(3) 収集・運搬体制

①生活系ごみ

ア 定日収集

生活系ごみの定日収集は、9 つの区域に分け、直営及び次の委託業者で行う。

名称	代表者名	所在地
(有)那覇クリーンサービス	崎濱 秀樹	那覇市港町 2-13-14
(有)那覇東クリーン	仲宗根 朗	那覇市首里汀良町 3-69-4
(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

イ アシスト収集

ごみを門口まで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方に対し、戸別訪問による収集を実施する。

②事業系ごみ

事業者自ら運搬するか、又は、許可業者へ委託して行う。

（許可業者一覧（別紙 1 のとおり）

3 中間処理計画

(1) 基本方針

衛生的で安全・快適な生活環境を保つためには、安定的かつ安心して処理できる体制の整備が必要である。また、焼却に伴う熱エネルギーの積極的な回収利用を図るとともに、焼却残渣を資源化する。

(2) 処理方法

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池及び廃スプリング入り製品の選別残渣については、那覇市と南風原町で組織する「那覇市・南風原町環境施設組合」の那覇・南風原クリーンセンターにおいて処理する。

資源化物はエコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設において処理又は直接資源化を行う。

那覇・南風原クリーンセンターにおいては、破碎選別施設で鉄・アルミの選別して資源化を行うほか、焼却処理後に灰溶融炉でスラグ・メタルを生成し、資源化を行い、最終処分量の減量化を図る。

(3) 処理施設

施設区分		中間処理施設（委託含む）	備考
ごみ 処 理 施 設	施設名	那覇・南風原クリーンセンター	ごみの焼却により発電を行い、施設内の電力をまかない、余剰電力は売却する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 650	
	開 設	平成 18 年 4 月	
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラー付)、電気式灰溶融炉設備、破碎選別設備	
	焼却能力	450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)	
	灰溶融炉	52 t / 日 (26 t / 日 × 2 炉)	
	破碎選別	39 t / 5H (粗大ごみ 6 t / 5H、不燃ごみ 33 t / 5H)	
	処理対象	燃やすごみ (廃スプリング入り製品の選別残渣含む)、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池	
	発電容量	8, 000kw	

資 源 化 施 設	施設名	エコマール那覇リサイクル棟	古紙は、 市長の指 定する民 間資源化 施設へ直 接搬入す る。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 655	
	開 設	平成 23 年 4 月	
	主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集破袋、 磁選機、圧縮機、圧縮梱包機器	
	処理能力	53 t / 日	
	処理対象	缶、ガラスびん、ペットボトル、古布、草木	

4 最終処分計画

那覇・南風原クリーンセンターでの中間処理において、資源化物を回収・生成した後に出る処理飛灰・溶融不適物・溶融処理残渣等については、海面最終処分場にて埋立て処理し、処分場内の海水は環境に負荷が少ないよう余水処理施設にて処理する。余水処理施設で処理したきれいな水は外海へ放流する。

最終処分施設

施設名	那覇エコアイランド
所在地	那覇市港町 4-3-6 の地先
敷地面積	約 2.7ha
埋立容量	約 107,000 m ³
水処理施設 処理能力	90 m ³ / 日
処理方式	流入調整＋第 1 凝集沈殿処理（カルシウム凝集）＋生物処理（硝化・脱窒・再ばっ気）＋第 2 凝集沈殿処理＋高度処理（砂ろ過・活性炭吸着）＋消毒放流設備
護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

2 章 し尿及び浄化槽汚泥処理

し尿及び浄化槽汚泥については、浄化槽法第35条第1項の規定に基づき市長が許可した浄化槽清掃業者による定期的な衛生管理を推進し、当該品目の許可業者による収集・運搬体制をとる。

中間処理は、那覇市し尿等下水道放流施設において処理する。

1 し尿・浄化槽汚泥量

単位：k l

区分	搬入施設	搬入量
し尿	那覇市し尿等下水道放流施設	1,595
浄化槽汚泥		3,185

2 収集運搬計画

(1) 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可番号	会社名	代表者名	住所地
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可番号	会社名又は氏名	代表者名	住所地
2	大城 秀吉		那覇市与儀 2-12-29
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
8	(有)九十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
9	富本 祐昌		南城市大里字仲間 1024-6
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

3 中間処理計画

施設名	那覇市し尿等下水道放流施設
所在地	沖縄県浦添市伊奈武瀬 1-5-11
面積	敷地面積：2,249 m ² 、建築面積：548 m ² 、延床面積 1,300 m ²
処理方式	前処理・固液分離・希釈下水道放流方式
処理能力	32kl/日（し尿・浄化槽汚泥：24kl、下水道清掃汚泥：8kl）

別紙1 許可業者一覧

1 ごみ

許可番号に続いて付されている「●・◆・★」は、それぞれ次の許可又は取扱いが可能であることを示している。

●印は草木の許可を受けていること。

◆印は食品残渣の許可を受けていること。

★印は特定家庭用機器の取扱いが可能であること。

個人 17 業者

許可 番号	氏 名	所在地	許可 番号	氏 名	所在地
5	祖平 愛也	那覇市具志 3-32-26	28	兼濱 康喜	那覇市字国場 254-1
7	大城 睦子	那覇市港町 2-2-3	32●	伊良波 哲	宜野湾市愛知 2-6-23
10	上原 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	35	伊佐 真亜	那覇市首里石嶺町 4-365-2
11	上原 正和	那覇市具志 3-12-3	37	上原 民智	那覇市首里石嶺町 2-52
16	伊野波 盛俊	那覇市真嘉比 2-29-10	43	棚原 敏彦	豊見城市字座安 301
17	大城 尋光	浦添市宮城 6-10-5	55	普天間 里恵 子	南城市大里字高平 722-5
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚 176-4	64	福里 清	那覇市首里石嶺町 2-65
23	城間 美佐江	那覇市松島 1-9-21	65	金城 隆幸	浦添市伊祖 3-9-17
26	玉城 正	南城市大里字大里 807			

法人 34 社

許可番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
1●	(有)宮國清掃	宮國 勝博	浦添市字前田 862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺 1450

3★	(株)ゆい清掃	友利 清子	那覇市首里末吉町 3-120-30
6●	(株)クリーンアップ福	仲眞 典子	那覇市首里大名町 2-91
8●★	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良 28
9	(株)首里クリーンサービス	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107
19★	(同)マツバラ	松原 秀明	那覇市字松川 524-1
20	(株)栗國清掃	栗國 恒男	浦添市字経塚 811-60
21	(株)廣	根間 良明	浦添市伊祖 1-22-3
22●	(株)タマキクリーン	仲村 孝枝	南城市大里字高平 131-18
24	(株)SUNクリーン	金城 通夫	那覇市首里石嶺町 4-411
27	(同)花城クリーン	花城 利彦	那覇市古波蔵 2-18-3
31●★	(有)三友	金城 和良	那覇市樋川 2-16-9
33●	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場 1171-1
34●★	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真 321-4
39●	(株)令和環境	宮城 みゆき	南城市大里字大里 1770-1
40	(株)大輪産業	根間 大輔	那覇市古島 1-7-31
47	(株)沖縄ちゅらコネクト	新里 靖美	南城市大里字大里 1624
48	(同)明進環境整美	大城 勝	南城市大里字仲間 7-23
49●	(株)タイハウエコクリーン	根間 正明	那覇市真嘉比 2-20-2
50●★	(株)共栄環境	下田 美智代	南風原町字大名 107-1
51	(株)カワカミ	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
53●	(株)吉浜クリーン開発	吉浜 克之	那覇市松川 2-11-15
54	(同)エコライフ	前門 清人	那覇市松川 1-12-27
56●★	吉浜エコサービス(株)	垣花 秀樹	豊見城市与根 210-4
58	(有)那覇環境サービス	伊計 盛領	那覇市泊 3-1-17
59●◆★	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
60	(同)ヒロケン	上田 長廣	浦添市字太平 374
61●★	(株)やすもと	安元 良美	浦添市字経塚 811-51
62●★	(株)タイラ産業	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
63●	(株)光環境サービス	銘苅 茂光	南城市大里字古堅 1011-3
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那覇市首里石嶺町 2-167-12
67	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田 1-15-18
68●	友平衛生社(有)	友利 久雄	豊見城市字金良 99-4

2 品目限定許可

(1) 自衛隊基地から排出される草木 1 社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

(2) 自衛隊基地及び事業者から排出される草木 5 社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
109	(株)グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2
110	(株)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安 558-8
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
114	(株)美玉開発	照屋 一盛	那覇市字仲井真 356-1
115	(有)沖縄クリーン工業	前田 裕樹	那覇市久茂地 3-29-41

(3) 食品残渣 個人 1 業者、法人 6 社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
121	(株)グリーンエイト	諸見里 純子	八重瀬町字具志頭 1364
122	(資)オキスイ	宮城 建太	沖縄市知花 6-23-7
124	仲本 賢正		中城村字奥間 971-3
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宣次 218-1
128	(有)沖縄化製工業	岸本 勇	南城市大里字大城 1927
129	(有)東産業	東恩納 政人	八重瀬町字新城 881

(4) 廃スプリング入り製品 1 社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

那 覇 市 告 示 第 3 号

令 和 3 年 4 月 1 日

令和3年（2021年）2月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,849千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,583千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 3	千円 3,849	千円 3,852
	1 総務管理繰越金	1	1,655	1,656
	2 真嘉比古島 第一地区繰越金	1	158	159
	3 真嘉比古島 第二繰越金	1	2,036	2,037
歳入合計		15,734	3,849	19,583

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理総務費		千円 7,135	千円 3,849	千円 10,984
	1 総務管理費	7,135	3,849	10,984
歳 出 合 計		15,734	3,849	19,583

那 覇 市 告 示 第 4 号

令 和 3 年 4 月 1 日

令和3年（2021年）2月那覇市議会定例会で議決された令和3年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

令和3年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,839千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		2
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 真嘉比古島第二地区手数料	1
2 財産収入		4
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	1
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	3
3 繰入金		4,079
	1 総務管理繰入金	1,419
	2 真嘉比古島第二繰入金	2,660
	3 基金繰入金	0

4 繰越金		3
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1
	3 真嘉比古島第二繰越金	1
5 諸収入		2
	1 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	2 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1
6 保留地処分金		4,590
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	4,590
7 清算徴収金		4,159
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	882
	3 真嘉比古島第二地区清算徴収金	3,277
歳 入 合 計		12,839

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 5,400
	1 総務管理費	5,400
2 土地区画整理事業費		740
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	740
3 清算費		185
	1 真嘉比古島第二地区清算費	185
4 基金積立金		4,594
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	3
	2 真嘉比古島第二基金積立金	4,591
5 公債費		1,920
	1 公債費	1,920
歳 出 合 計		12,839

那 覇 市 告 示 第 5 号

令 和 3 年 4 月 1 日

令和 3 年 (2021 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 2 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 2 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 25,760 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 280,946 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 繰入金		300,905	△26,046	274,859
	1 一般会計繰入金	300,905	△26,046	274,859
3 繰越金		1	286	287
	1 繰越金	1	286	287
歳 入 合 計		306,706	△25,760	280,946

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 都市再開発事業費		15,754	151	15,905
	1 都市再開発事業費	15,754	151	15,905
2 公債費		290,952	△25,911	265,041
	1 公債費	290,952	△25,911	265,041
歳 出 合 計		306,706	△25,760	280,946

那 覇 市 告 示 第 6 号

令 和 3 年 4 月 1 日

令和3年（2021年）2月那覇市議会定例会で議決された令和3年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

令和3年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ321,554千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 321,553
	1 一般会計繰入金	321,553
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		321,554

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 1,113
	1 都市再開発事業費	1,113
2 公債費		320,441
	1 公債費	320,441
歳 出 合 計		321,554

那 覇 市 告 示 第 7 号

令 和 3 年 4 月 1 日

令和3年（2021年）2月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）

令和2年度那覇市の病院事業債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,155千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ327,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸収入		329,009	△1,155	327,854
	1 貸付金元利収入	329,009	△1,155	327,854
歳 入 合 計		329,009	△1,155	327,854

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		329,009	△1,155	327,854
	1 公債費	329,009	△1,155	327,854
歳 出 合 計		329,009	△1,155	327,854

那 覇 市 告 示 第 8 号

令 和 3 年 4 月 1 日

令和3年（2021年）2月那覇市議会定例会で議決された令和3年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

令和3年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ215,058千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 諸収入		215,058
	1 貸付金元利収入	215,058
歳 入 合 計		215,058

歳 出

（単位：千円）

款	項	金 額
1 公債費		215,058
	1 公債費	215,058
歳 出 合 計		215,058

那 覇 市 告 示 第 9 号

令 和 3 年 4 月 1 日

那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の
巡回指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条
第2項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに
食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約 |
| 2 受託者の住所 | 浦添市字経塚720番地 |
| 3 受託者の名称 | 一般社団法人 沖縄県食品衛生協会
会長 佐久本 武 |
| 4 委託期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 |

那覇市告示第 10 号

令和 3 年 4 月 1 日

令和3年（2021年）2月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,703,828千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,664,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		5,449,117	133,345	5,582,462
	1 国民健康保険税	5,449,117	133,345	5,582,462
2 使用料及び手数料		8,824	△1,475	7,349
	1 手数料	8,824	△1,475	7,349
3 国庫支出金		2	58,066	58,068
	1 国庫補助金	2	58,066	58,068

4 県支出金		27,682,188	△1,279,163	26,403,025
	1 県負担金	27,682,188	△1,279,163	26,403,025
6 繰入金		4,547,054	465,076	5,012,130
	1 他会計繰入金	4,547,053	465,076	5,012,129
8 諸収入		1,181,069	△1,079,677	101,392
	1 延滞金加算金 及び過料	18,200	2,105	20,305
	3 雑入	1,162,866	△1,081,782	81,084
歳 入 合 計		39,368,139	△1,703,828	37,664,311

歳 出

単位：千円

1 総務費		708,717	△14,202	694,515
	1 総務管理費	540,504	△14,878	525,626
	2 徴税費	81,154	1,176	82,330
	4 収納率向上特別対策事業費	48,541	△200	48,341
	5 医療費適正化特別対策事業費	37,792	△300	37,492
2 保険給付費		26,600,686	△1,342,548	25,258,138
	1 療養諸費	22,229,678	△1,167,242	21,062,436
	2 高額療養費	4,108,881	△124,881	3,984,000
	4 出産育児諸費	252,126	△50,425	201,701
3 国民健康保険事業費納付金		10,788,268	0	10,788,268
	1 医療費給付分	7,915,751	0	7,915,751

6 保健事業費		285,766	△52,278	233,488
	1 特定健康診査等事業費	246,891	△48,883	198,008
	2 保健事業費	38,875	△3,395	35,480
9 諸支出金		474,595	15,303	489,898
	1 償還金及び還付加算金	473,833	15,603	489,436
	3 指定公費の立替	500	△300	200
10 予備費		510,103	△310,103	200,000
	1 予備費	510,103	△310,103	200,000
歳 出 合 計		39,368,139	△1,703,828	37,664,311

那覇市告示第 11 号

令和 3 年 4 月 1 日

令和 3 年（2021 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

令和 3 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38,296,802 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,265,582
	1 国民健康保険税	5,265,582
2 使用料及び手数料		7,119
	1 手数料	7,119
3 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2

4 県支出金		27,582,631
	1 県負担金	27,582,630
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		4
	1 財産運用収入	4
6 繰入金		4,462,509
	1 他会計繰入金	4,462,508
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		978,953
	1 延滞金加算金及び過料	18,200
	2 預金利子	1
	3 雑入	960,752
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		38,296,802

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		707,171
	1 総務管理費	532,715
	2 徴税費	84,706
	3 運営協議会費	720
	4 収納率向上特別対策事業費	47,307
	5 医療費適正化特別対策事業費	41,723
2 保険給付費		26,535,513
	1 療養諸費	22,225,286
	2 高額療養費	4,109,381
	3 移送費	501

	4 出産育児諸費	189,095
	5 葬祭諸費	11,250
3 国民健康保険事業費 納付金		10,216,138
	1 医療給付費分	7,753,936
	2 後期高齢者支援金等分	1,778,101
	3 介護納付金分	684,101
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 財政安定化基金拠出 金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		268,115
	1 特定健康診査等事業費	229,788
	2 保健事業費	38,327
7 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
8 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
9 諸支出金		60,960
	1 償還金及び還付加算金	60,908
	2 繰出金	2
	3 指定公費の立替	50
10 予備費		508,901
	1 予備費	508,901
歳 出 合 計		38,296,802

那覇市告示第 12 号

令和 3 年 4 月 1 日

令和 3 年 (2021 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 2 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57,703 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,645,665 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,914,219	千円 48,850	千円 2,963,069
	1 後期高齢者医療保険料	2,914,219	48,850	2,963,069
3 繰入金		644,177	7,987	652,164
	1 一般会計繰入金	644,177	7,987	652,164
5 諸収入		8,399	1,500	9,899
	2 償還金及び還付加算金	7,747	1,500	9,247
6 国庫支出金		792	△634	158
	1 国庫補助金	792	△634	158
歳 入 合 計		3,587,962	57,703	3,645,665

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 45,786	千円 △1,250	千円 44,536
	1 総務管理費	30,553	△1,150	29,403
	2 徴収費	15,233	△100	15,133
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,534,428	57,453	3,591,881
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,534,428	57,453	3,591,881
3 諸支出金		7,748	1,500	9,248
	1 償還金及び還付加算金	7,746	1,500	9,246
歳 出 合 計		3,587,962	57,703	3,645,665

那覇市告示第 13 号

令和 3 年 4 月 1 日

令和3年（2021年）2月那覇市議会定例会で議決された令和3年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,674,017千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,030,833
	1 後期高齢者医療保険料	3,030,833
2 使用料及び手数料		579
	1 手数料	579
3 繰入金		631,527
	1 一般会計繰入金	631,527
4 繰越金		1
	1 繰越金	1

5 諸収入		11,077
	1 延滞金、加算金及び過料	813
	2 償還金及び還付加算金	10,214
	3 預金利子	1
	4 雑入	49
歳 入 合 計		3,674,017

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		43,842
	1 総務管理費	30,264
	2 徴収費	13,578
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		3,619,961
	1 後期高齢者医療広域連合納 付金	3,619,961
3 諸支出金		10,214
	1 償還金及び還付加算金	10,213
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		3,674,017

那覇市告示第 14 号

令和 3 年 4 月 1 日

令和3年（2021年）2月那覇市議会定例会で議決された令和3年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市一般会計予算

令和3年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,017,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、27,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 市税		49,197,273
	1 市民税	19,175,336
	2 固定資産税	24,586,945
	3 軽自動車税	804,018
	4 市たばこ税	3,470,872
	5 入湯税	7,627
	6 事業所税	1,152,475
2 地方譲与税		607,485
	1 自動車重量譲与税	343,757
	2 地方道路譲与税	1
	3 特別とん譲与税	18,742
	4 航空機燃料譲与税	95,062
	5 地方揮発油譲与税	122,277
	6 森林環境譲与税	27,646
3 利子割交付金		20,158
	1 利子割交付金	20,158
4 配当割交付金		68,868
	1 配当割交付金	68,868
5 株式等譲渡所得割交付金		61,580
	1 株式等譲渡所得割交付金	61,580
6 地方消費税交付金		6,725,675
	1 地方消費税交付金	6,725,675
7 環境性能割交付金		38,264
	1 環境性能割交付金	38,264
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		289,872
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	289,872
9 地方特例交付金		107,567

	1 地方特例交付金	107,566
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1
10 地方交付税		9,623,162
	1 地方交付税	9,623,162
11 交通安全対策特別交付金		50,000
	1 交通安全対策特別交付金	50,000
12 法人事業税交付金		614,533
	1 法人事業税交付金	614,533
13 分担金及び負担金		744,463
	1 分担金	1
	2 負担金	744,462
14 使用料及び手数料		3,388,160
	1 使用料	2,668,085
	2 手数料	720,075
15 国庫支出金		48,275,440
	1 国庫負担金	38,374,525
	2 国庫補助金	9,811,969
	3 委託金	88,946
16 県支出金		17,365,467
	1 県負担金	8,775,002
	2 県補助金	8,087,464
	3 委託金	503,001
17 財産収入		529,411
	1 財産運用収入	453,031
	2 財産売却収入	76,380
18 寄附金		244,515
	1 寄附金	244,515
19 繰入金		3,034,452
	1 特別会計繰入金	3,971
	2 基金繰入金	3,030,481

20 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		1,489,781
	1 延滞金加算金及び過料	39,965
	2 市預金利子	72
	3 貸付金元利収入	312,060
	4 受託事業収入	94,748
	5 雑入	1,042,936
22 市債		18,040,874
	1 市債	18,040,874
歳 入 合 計		161,017,000

歳 出

(単位: 千円)

款	項	金 額
1 議会費		745,754
	1 議会費	745,754
2 総務費		15,089,484
	1 総務管理費	12,711,468
	2 徴税費	1,133,846
	3 戸籍住民基本台帳費	826,892
	4 選挙費	254,730
	5 統計調査費	50,475
	6 監査委員費	112,073
3 民生費		83,490,134
	1 社会福祉費	28,157,139
	2 児童福祉費	30,336,878
	3 生活保護費	24,996,116
	4 災害救助費	1
4 衛生費		11,593,388
	1 保健衛生費	8,265,845
	2 清掃費	3,327,543

5 労働費		35,653
	1 労働諸費	35,653
6 農林水産業費		192,392
	1 農業費	94,708
	2 林業費	27,777
	3 水産業費	69,907
7 商工費		4,286,469
	1 商工費	4,286,469
8 土木費		13,902,663
	1 土木管理費	205,217
	2 道路橋りょう費	1,276,564
	3 港湾費	690,308
	4 都市計画費	6,192,529
	5 住宅費	5,538,045
9 消防費		3,140,219
	1 消防費	3,140,219
10 教育費		16,599,119
	1 教育総務費	2,007,679
	2 小学校費	9,189,552
	3 中学校費	1,838,458
	4 社会教育費	1,669,165
	5 保健体育費	1,894,265
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		11,441,720
	1 公債費	11,441,720
13 諸支出金		1
	1 公営企業貸付金	1

14 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳 出 合 計		161,017,000

第2表 債務負担行為

（単位:千円）

事 項	期 間	限度額
市制施行記念事業（市政功労章等の購入）（秘書広報課）	令和3年度から 令和4年度まで	894
給与関係事務委託事業（人事課）	令和4年度から 令和6年度まで	73,250
PPP事業アドバイザー業務（企画調整課）	令和3年度から 令和4年度まで	20,141
データ印字業務委託契約B（情報政策課）	令和3年度から 令和4年度まで	18,933
二要素認証システム更改（情報政策課）	令和3年度から 令和8年度まで	52,803
「戸籍総合システム・ブックレス」ソフトウェア使用許諾契約（情報政策課）	令和4年度から 令和11年度まで	2,099
中速プリンター賃貸借及び保守契約（情報政策課）	令和3年度から 令和8年度まで	28,308
公共施設予約等システム導入・運用事業（情報政策課）	令和3年度から 令和8年度まで	28,392
市県民税申告会場使用料（市民税課）	令和4年度から 令和7年度まで	20,284
那覇市路線価付設業務委託（資産税課）	令和4年度から 令和5年度まで	36,047
小禄支所等建設工事業務委託（監理）（ハイサイ市民課）	令和4年度	5,410
小禄支所等建設整備事業（工事請負費）（ハイサイ市民課）	令和4年度	239,101

那覇市小口資金融資制度に係る損失補償（商工農水課）	令和4年度から 令和14年度まで	保証融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から、株式会社日本政策金融公庫等が補填する額を差し引いた額
那覇市スタートアップ創出支援事業（商工農水課）	令和4年度から 令和5年度まで	3,600
草木の再生処理業務委託（クリーン推進課）	令和4年度から 令和5年度まで	93,358
家庭ごみ有料化事業（印刷製本費）（廃棄物対策課）	令和4年度	10,651
安謝老人憩の家管理運営委託料（ちゃーがんじゅう課）	令和3年度から 令和8年度まで	51,680
那覇市精神障がい者地域生活支援センター事業（障がい福祉課）	令和4年度から 令和7年度まで	102,013
那覇市立病院建替事業（保健総務課）	令和4年度から 令和6年度まで	18,998,300
識名小区児童クラブ活動拠点整備事業（こども政策課）	令和3年度から 令和4年度まで	53,723
安謝児童館管理運営費（こども政策課）	令和3年度から 令和8年度まで	63,505
若狭児童館管理運営委託料（こども政策課）	令和3年度から 令和8年度まで	63,745
久場川児童館管理運営委託料（こども政策課）	令和3年度から 令和8年度まで	66,180

くもじにじいろ館館管理運営委託料（こども政策課）	令和3年度から 令和8年度まで	64,270
宇栄原みらいこども園給食調理業務委託事業（こども教育保育課）	令和4年度から 令和7年度まで	84,855
久場川みらいこども園給食調理業務委託事業（こども教育保育課）	令和4年度から 令和7年度まで	84,855
久茂地7号（甲辰橋）橋梁整備事業（工事請負費） （道路建設課）	令和4年度	83,000
久茂地7号（甲辰橋）橋梁整備事業（現場技術）（道路建設課）	令和4年度	18,000
那覇市道路照明灯LED化業務委託（道路管理課）	令和3年度から 令和13年度まで	259,290
那覇市松山公園文化交流施設管理運営委託料（公園管理課）	令和3年度から 令和8年度まで	138,430
大名市営住宅第4建替事業（市営住宅課）	令和3年度から 令和5年度まで	2,086,950
石嶺市営住宅建替事業（第7－1期実施設計）（市営住宅課）	令和3年度から 令和4年度まで	185,814
真地市営住宅第1期建替事業（解体・2工区）（市営住宅課）	令和3年度から 令和4年度まで	76,886
市営住宅等管理運営事業（令和3年度設定）（市営住宅課）	令和3年度から 令和8年度まで	375,364
那覇市小禄支所及び（仮称）小禄南消防出張所建設整備事業（工事請負費）（消防局総務課）	令和4年度	147,372
与儀小学校地域・学校連携施設建設事業（生涯学習課）	令和3年度から 令和4年度まで	76,554
那覇市給付型奨学金事業（令和3年度採用者）（生涯学習課）	令和4年度から 令和9年度まで	24,764
松川小学校屋内運動場建設事業（実施設計）（施設課）	令和3年度から 令和4年度まで	50,194

松島中学校屋内運動場建設事業（実施設計）（施設課）	令和3年度から 令和4年度まで	71,381
古蔵小学校屋内運動場建設事業（実施設計）（施設課）	令和3年度から 令和4年度まで	41,727
識名小学校校舎建設事業（施設課）	令和3年度から 令和4年度まで	932,413
識名小学校屋内運動場建設事業（施設課）	令和3年度から 令和4年度まで	721,883
若狭小学校屋内運動場建設事業（実施設計）（施設課）	令和4年度	21,439
与儀小学校校舎建設事業（施設課）	令和3年度から 令和4年度まで	947,067
与儀小学校屋内運動場建設事業（施設課）	令和3年度から 令和4年度まで	515,812
高良小学校屋内運動場建設事業（施設課）	令和3年度から 令和4年度まで	97,416
天妃小学校校舎建設事業（施設課）	令和3年度から 令和5年度まで	2,579,753
学校給食調理業務委託事業（神原学校給食センター）（学校給食課）	令和4年度から 令和8年度まで	121,858
学校給食調理業務委託事業（金城小学校）（学校給食課）	令和4年度から 令和8年度まで	131,120
与儀小学校給食調理場改築事業（修正設計）（学校給食課）	令和3年度から 令和4年度まで	924
那覇市議会タブレット端末使用及び通信サービス利用契約（議会事務局庶務課）	令和4年度から 令和7年度まで	7,939

第3表 地方債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
-------	-----	-------	-----	-------

1	特定地域施設整備事業	104,000	証書	年5%以内	償還期間
2	庁舎建設事業	192,600	借入	(ただし、利率	は、据置期間
3	公立文化施設整備事業	2,407,600	又は	見直し方式で借	を含め30
4	社会福祉施設整備事業	109,000	証券	り入れる資金に	年以内とす
5	病院事業貸付金	1,818,600	発行	ついて、利率の	る。
6	一般廃棄物処理事業	23,100		見直しを行った	償還方法
7	公設市場再整備事業	544,700		後においては、	は、元利均
8	道路整備事業	187,200		当該見直し後の	等、元金均等
9	交通事業	62,500		利率)	等による。
10	都市計画事業	358,000			ただし、財
11	都市公園整備事業	199,500			政の都合に
12	市営住宅建設事業	1,033,700			より、据置期
13	消防施設整備事業	108,000			間中であつ
14	教育施設整備事業	2,898,500			ても繰上償
15	臨時財政対策債	6,339,000			還し、償還年
					限を変更し、
					又は借り換
					えることが
					できる。
	計	16,386,000			

那覇市告示第 15 号

令和 3 年 4 月 1 日

令和 3 年 (2021 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 2 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和 2 年度那覇市水道事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 2 年度那覇市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2) 年間総配水量「38,700,000^m」を「37,300,000^m」に、(3) 一日平均配水量「106,027^m」を「102,192^m」に改める。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	水道事業収益	8,390,471 千円	△886,980 千円	7,503,491 千円
第 1 項	営業収益	7,825,876 千円	△1,151,321 千円	6,674,555 千円
第 2 項	営業外収益	564,594 千円	35,410 千円	600,004 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	228,931 千円	228,932 千円
		支 出		
第 1 款	水道事業費用	7,539,246 千円	△191,467 千円	7,347,779 千円
第 1 項	営業費用	7,364,321 千円	△179,756 千円	7,184,565 千円
第 2 項	営業外費用	153,525 千円	△12,179 千円	141,346 千円
第 3 項	特別損失	1,400 千円	468 千円	1,868 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,613,724 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 104,258 千円、減債積立金 265,980 千円、建設改良積立金 1,035,958 千円及び過年度分損益勘定留保資金 207,528 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,938,9

97千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,794千円、減債積立金265,980千円、建設改良積立金827,642千円及び過年度分損益勘定留保資金762,581千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	139,293 千円	△19,481 千円	119,812 千円
第 2 項	他会計負担金	16,225 千円	△6,537 千円	9,688 千円
第 3 項	その他資本的収入	13,068 千円	△12,944 千円	124 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	1,753,017 千円	305,792 千円	2,058,809 千円
第 1 項	建設改良費	1,279,509 千円	△254,261 千円	1,025,248 千円
第 3 項	投資	200,000 千円	544,800 千円	744,800 千円
第 4 項	その他資本的支出	2,528 千円	15,253 千円	17,781 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	946,881 千円	△23,886 千円	922,995 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 6 条 予算第 8 条中「53,683千円」を「17,596千円」に改める。

那覇市告示第 16 号

令和 3 年 4 月 1 日

令和 3 年 (2021 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 2 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和 2 年度那覇市下水道事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 2 年度那覇市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2) 年間総排水量「35,804,700 m³」を「34,562,532 m³」に、(3) 一日平均排水量「98,095 m³」を「94,692 m³」に改める。

(収益的收入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収益的收入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	下水道事業収益	5,557,047 千円	△401,223 千円	5,155,824 千円
第 1 項	営業収益	4,393,587 千円	△431,906 千円	3,961,681 千円
第 2 項	営業外収益	1,161,889 千円	28,689 千円	1,190,578 千円
第 3 項	特別利益	1,571 千円	1,994 千円	3,565 千円
		支 出		
第 1 款	下水道事業費用	5,305,844 千円	△241,349 千円	5,064,495 千円
第 1 項	営業費用	4,952,234 千円	△204,308 千円	4,747,926 千円
第 2 項	営業外費用	320,111 千円	△37,041 千円	283,070 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 909,081 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,812 千円、過年度分損益勘定留保資金 584,449 千円及び当年度分損益勘定留保資金 285,820 千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 906,907 千円は当年度分消費税

及び地方消費税資本的収支調整額39,073千円、減債積立金455,895千円、過年度分損益勘定留保資金125,412千円及び当年度分損益勘定留保資金286,527千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	資本的収入	1,172,525千円	△6,453千円	1,166,072千円
第1項	企業債	494,300千円	1,200千円	495,500千円
第2項	補助金	409,140千円	12,492千円	421,632千円
第3項	他会計負担金	268,157千円	△21,215千円	246,942千円
第4項	その他資本的収入	928千円	1,070千円	1,998千円
		支 出		
第1款	資本的支出	2,081,606千円	△8,627千円	2,072,979千円
第1項	建設改良費	1,116,326千円	△6,627千円	1,109,699千円
第3項	投資	4,000千円	△2,000千円	2,000千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	272,700千円	8,300千円	281,000千円
流域下水道事業	221,600千円	△7,100千円	214,500千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	583,879千円	△75,835千円	508,044千円

那覇市告示第 17 号

令和 3 年 4 月 1 日

令和3年（2021年）2月那覇市議会定例会で議決された令和3年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和3年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数	169,000戸
（2）年間総配水量	38,500,000m ³
（3）一日平均配水量	105,479m ³
（4）主要な建設改良事業	
水道施設整備事業	1,277,606千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	8,040,329千円
第1項 営業収益	7,447,958千円
第2項 営業外収益	592,370千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 水道事業費用	7,605,662千円
第1項 営業費用	7,486,575千円
第2項 営業外費用	97,687千円
第3項 特別損失	1,400千円

第4項 予備費

20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,296,447千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額128,763千円、減債積立金265,601千円、建設改良積立金1,085,219千円及び過年度分損益勘定留保資金816,864千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	335,489千円
第1項 補助金	217,000千円
第2項 他会計負担金	76,509千円
第3項 他会計貸付金償還金	27,240千円
第4項 その他資本的収入	14,740千円

支 出

第1款 資本的支出	2,631,936千円
第1項 建設改良費	1,544,471千円
第2項 企業債償還金	265,601千円
第3項 投資	809,100千円
第4項 その他資本的支出	7,764千円
第5項 予備費	5,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	豊見城配水池建設工事	487,993千円	令和3年度	195,198千円
				令和4年度	292,795千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
那覇市上下水道局お客様センター業務委託	令和3年度から令和8年度まで	1,565,300千円
水道料金等コンビニ収納代行業務委託	令和3年度から令和8年度まで	86,526千円
長田2丁目地内土地賃貸借契約に伴う賃借料 （平成25年度設定 追加分）	令和3年度から令和14年度まで	198千円
災害用備蓄倉庫機械警備業務委託	令和3年度から令和8年度まで	4,467千円
水道修繕跡アスファルト舗装復旧工事	令和3年度から令和4年度まで	40,000千円
上水道施設維持管理等業務委託	令和3年度から令和4年度まで	57,621千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	令和3年度から令和4年度まで	1,186千円
非常用自家発電機設備保守点検業務委託	令和3年度から令和4年度まで	1,803千円
消防用設備保守点検業務委託	令和3年度から令和4年度まで	357千円
定期水質検査業務委託	令和3年度から令和4年度まで	18,904千円
マッピングシステム保守及びデータ更新支援業務委託	令和3年度から令和4年度まで	6,196千円
設計積算システムソフトウェア保守業務委託	令和3年度から令和4年度まで	506千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 946,250千円

（2）交際費 56千円

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、41,053千円と定める。

那覇市告示第 18 号

令和 3 年 4 月 1 日

令和3年（2021年）2月那覇市議会定例会で議決された令和3年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市下水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和3年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）使用戸数	161,200戸
（2）年間総排水量	34,951,304m ³
（3）一日平均排水量	95,757m ³
（4）主要な建設改良事業 公共下水道整備事業	941,631千円

（収益的收入及び支出）

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	5,445,528千円
第1項 営業収益	4,286,628千円
第2項 営業外収益	1,158,891千円
第3項 特別利益	9千円

支 出

第1款 下水道事業費用	5,273,915千円
第1項 営業費用	4,983,303千円
第2項 営業外費用	268,625千円

第 3 項 特別損失	1,987千円
第 4 項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額989,929千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,886千円、過年度分損益勘定留保資金641,844千円及び当年度分損益勘定留保資金293,199千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	1,402,794千円
第 1 項 企業債	594,600千円
第 2 項 補助金	544,978千円
第 3 項 他会計負担金	262,142千円
第 4 項 その他資本的収入	1,074千円

支 出

第 1 款 資本的支出	2,392,723千円
第 1 項 建設改良費	1,415,002千円
第 2 項 企業債償還金	968,721千円
第 3 項 投資	4,000千円
第 4 項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
令和 4 年度 ポンプ場電気 保安管理業務委託	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	851千円
令和 4 年度 ポンプ場保守 点検業務委託	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	25,353千円
令和 4 年度 公共下水道維持 管理業務委託	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	113,679千円
令和 4 年度 下水道（情報管 理・固定資産台帳）システ ム保守管理業務委託	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	5,445千円

令和 4 年度公共下水道台帳作成業務委託	令和 3 年度から令和 4 年度まで	4,489 千円
令和 4 年度人孔蓋・柵蓋緊急補修工事	令和 3 年度から令和 4 年度まで	38,280 千円
令和 4 年度排水路維持管理業務委託	令和 3 年度から令和 4 年度まで	24,607 千円
金融機関への預貯金照会手数料	令和 3 年度から契約が満了する日の属する年度まで	照会 1 件当たりの単価に照会件数を乗じて得た金額、合計額にかかる消費税及び地方消費税相当額並びにその他諸経費を加算して得た金額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 363,300	証書借入 又は証券 発行	年 5 % 以内 (ただし、利率見直し方式での借入れを行った場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 40 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
流域下水道事業	231,300			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

591,420 千円

公 告

那覇市公告第 631 号

令和 3 年 3 月 16 日

掲 示 済

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和 2 年 4 月 23 日 第 H31-08-01 号 那覇市指令ま建指第 594 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市具志二丁目 92 番 1 他 2 筆
- 3 公共施設
消防水利（防火水槽）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市松島二丁目 3 番 2 号
特定非営利活動法人 うていーらみや
理事長 仲本 千佳子
- 5 検査済証番号
令和 3 年 3 月 16 日 那ま建指第 282 号
令和 3 年 3 月 16 日 那ま建指第 281 号
- 6 工事完了年月日
令和 3 年 3 月 9 日

那覇市公告第 634 号
令和 3 年 3 月 18 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和3年3月9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	市民文化部 まちづくり協働推進課 電話 861-5024		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	なは市民活動支援センターの防犯カメラの設置及び運用に関すること 平成27年4月1日		
廃止又は変更の 理 由	なは市民協働プラザ1階ピロティにおいて防犯カメラ2台の増設のため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	なは市民協働プラザ1階ピロティの防犯カメラ設置なし	なは市民協働プラザ1階ピロティへ防犯カメラ2台設置	
備 考	(別添) なは市民活動支援センター防犯カメラ設置・運用要領		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 635 号
令和 3 年 3 月 18 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 3 年 3 月 8 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部資産税課	目的外利用部課 又は提供先	まちなみ共創部 建築指導課
業 務 の 名 称	建築物の維持保全に関する周知(防災指導)		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提 供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和 3 年 3 月 4 日 ☐ 随 時		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	下記の条件に該当する建物所有者(氏名、住所、郵便番号)、建物所在地、築造年、床面積、階数、構造 記 1. 昭和 47 年 5 月 15 日から昭和 52 年 5 月 14 日までの間に築造 2. 地上の階数が 3 以上 3. 用途は共同住宅 以上		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号に該当 ※第 5 号に該当する場合の内容 (審議会類型事項 I) ☐ 那覇市個人情報保護条例第 9 条の 2 第 2 項に該当 ☐ 番号法第 19 条第 1 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第 9 条の 3 第 1 項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	「建築物防災週間における防災対策の推進について(国住指第 391 4 号)」に関する取組みの中で、建築物の維持保全についての周知を行うために、対象とする建築物の所有者を把握する必要があるため。		
届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 建築指導課 電話 098-951-3244		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和3年3月3日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 資産税課	目的外利用部課 又は提供先	都市みらい部 道路建設課
業 務 の 名 称	都市計画道路 真和志線街路事業		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(各対象者補償金算定時)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	真和志線に係る土地の資産証明		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	都市計画法第60条の3に基づく補償金算定に用いるため		
届 出 担 当 部 課	都市みらい部 道路建設課 電話 098-651-3221		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・**提供**)届出書

令和3年3月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	地域保健課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県保健医療部 地域保健課
業 務 の 名 称	妊婦健診・乳幼児健診等データ利活用による妊産婦・乳幼児支援体制整備推進事業		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 令和 3年 3月 8日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	① 令和元年度分母子健康手帳交付台帳データ：母子健康手帳番号、交付年月日、年齢、妊娠週数（氏名、住所、電話番号を省く） ② 令和元年度分妊婦健康診査データ（氏名、住所、電話番号を省く） ③ 令和元年度分乳幼児健康診査データ（氏名、住所、電話番号を省く）		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （ 審議会承認類型事項5 ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 （番号法第19条第 号に該当）		
目的外利用又は提供をする理由	県内市町村の母子健康手帳交付台帳データ、妊婦健診データ、乳幼児健診データを連結することで得られた情報で妊婦健診事業や乳幼児健診事業の効果や課題の分析を行い、母子保健施策の推進を図る		
届 出 担 当 部 課	健康部 地域保健課 電話 853-7962		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 3 年 3 月 1 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 福祉政策課	目的外利用部課 又は提供先	東京都江東区
業 務 の 名 称	特別定額給付金の給付業務		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提 供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和 3 年 2 月 16 日 ☐ 随 時		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	特別定額給付金の申請状況(振込口座情報)		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号に該当 ※第 5 号に該当する場合の内容 (保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項 1 ※平成18年 3 月 29 日審議会承認) ☐ 那覇市個人情報保護条例第 9 条の 2 第 2 項に該当 ☐ 番号法第19条第 1 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第 9 条の 3 第 1 項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理	地方税回収のため(差押え禁止財産特定のため)		
届 出 担 当 部 課	福祉部 福祉政策課 電話 862-9002		

那覇市公告第 637 号

令和 3 年 3 月 19 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・4・50号 仲井真・津嘉山線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和3年3月19日～令和5年3月31日

那覇市公告第 638 号

令和 3 年 3 月 19 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・5・25号 小禄名嘉地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和3年3月19日～令和3年3月31日

那覇市公告第 639 号
令和 3 年 3 月 19 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・4・34号県道153号線及び3・4・5号松川石嶺線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和3年3月19日～令和6年3月31日

那覇市公告第 640 号
令和 3 年 3 月 19 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・2・4号 那覇内環状線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和3年3月19日～令和6年3月31日

那覇市公告第 641 号
令和 3 年 3 月 19 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・4・17号 労金線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和3年3月19日～令和5年3月31日

那覇市公告第 642 号
令和 3 年 3 月 19 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・4・9号 旭橋線 国道329号
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和3年3月19日～令和4年3月31日

那覇市公告第 655 号
令和 3 年 3 月 26 日

那覇広域都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画の種類及び名称
那覇広域都市計画道路の変更（7・6・那4号大中1号線ほか6路線）
- 2 都市計画を定める土地の区域
那覇市首里大中町1丁目、首里大中町2丁目、首里池端町、首里儀保町1丁目、首里儀保町2丁目、首里当蔵町1丁目、首里桃原町1丁目、首里山川町1丁目、首里山川町2丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
那覇市 都市みらい部 都市計画課（那覇市役所9階）
- 4 都市計画の案の縦覧期間及び縦覧時間
縦覧期間：令和3年3月26日（金）から令和3年4月9日（金）まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、正午から午後1時を除く。

那覇市公告第 656 号
令和 3 年 3 月 26 日

那覇広域都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画の種類及び名称
那覇広域都市計画道路の変更
（8・7・那10号 東門川・仲之川線ほか14路線）
- 2 都市計画を定める土地の区域
那覇市首里金城町2丁目、首里金城町3丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
那覇市 都市みらい部 都市計画課（那覇市役所9階）
- 4 都市計画の案の縦覧期間及び縦覧時間
縦覧期間：令和3年3月26日（金）から令和3年4月9日（金）まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、正午から午後1時を除く。

議 会 規 則

那覇市議会規則第1号

令和3年3月11日

公 布 済

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会議長 久 高 友 弘

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に届け出ることができる。 (請願書の記載事項等) 第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。</u>	(欠席の届出) 第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは</u>、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u> (欠席の届出) 第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは</u>、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。</u> (請願書の記載事項等) 第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> 2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署</u>

<u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。 <u>3</u> [略]	<u>名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>3</u> <u>前2項の請願</u>を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。 <u>4</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

消防局訓令

那覇市消防局訓令第3号

令和3年3月16日

公 表 済

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市消防署の組織に関する規程（昭和47年消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
（組織） <u>第2条 署に次の係を置く。</u> <u>(1) 予防査察係</u> <u>(2) 庶務係</u> <u>(3) 予防係</u> <u>(4) 警防係</u> <u>(5) 救助係</u> <u>(6) 救急係</u> 2 [略] （分署長） <u>第4条 [略]</u> 2 分署長は、署の事務を補完するとともに、<u>担当区域内における所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> （警備長） <u>第5条 [略]</u> 2 警備長は、署長を補佐するとともに、署の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 <u>第6条～第11条 [略]</u>	（組織） <u>第2条 署に予防査察課を置く。</u> 2 署及び予防査察課に次の表に掲げる係を置く。 <table border="1"> <tr> <td>署</td><td>庶務係 予防係 警防・救助係 救急係</td></tr> <tr> <td>予防査察課</td><td>違反処理係 設備係</td></tr> </table> 3 [略] （副署長） <u>第4条 署に副署長を置く。</u> <u>2 副署長は、予防査察課の課長を兼務する。</u> <u>3 副署長は、署長を補佐し、及び予防査察課の事務を掌理するとともに、所属職員を指揮監督する。</u> （分署長） <u>第5条 [略]</u> 2 分署長は、署の事務を補完するとともに、所属職員を指揮監督する。 （警備長） <u>第6条 [略]</u> 2 警備長は、署長及び副署長を補佐するとともに、署の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 <u>第7条～第12条 [略]</u>	署	庶務係 予防係 警防・救助係 救急係	予防査察課	違反処理係 設備係
署	庶務係 予防係 警防・救助係 救急係				
予防査察課	違反処理係 設備係				

(職務代理) <u>第12条</u> 署長に事故があるとき、又は署長が欠けたときは、<u>警備長</u>が署長の職務権限を代理して行う。 2～3 [略] (分掌事務) <u>第13条</u> 予防査察係の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) [略] 2 <u>予防査察係</u>以外の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(21) [略] <u>第14条～第15条</u> [略] 別表第2(第11条関係) <table border="1"> <tr> <th>職名</th><th>階級</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>分署長 警備長</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	職名	階級	[略]		分署長 警備長	[略]	[略]		(職務代理) <u>第13条</u> 署長に事故があるとき、又は署長が欠けたときは、<u>副署長</u>が署長の職務権限を代理して行う。 2～3 [略] (分掌事務) <u>第14条</u> 予防査察課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) [略] 2 <u>予防査察課</u>以外の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(21) [略] <u>第15条～第16条</u> [略] 別表第2(第11条関係) <table border="1"> <tr> <th>職名</th><th>階級</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>副署長 分署長</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>警備長</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	職名	階級	[略]		副署長 分署長	[略]	警備長		[略]	
職名	階級																		
[略]																			
分署長 警備長	[略]																		
[略]																			
職名	階級																		
[略]																			
副署長 分署長	[略]																		
警備長																			
[略]																			
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 6 表の改正規定において、改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																			

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

那覇市消防局訓令第4号
令和3年3月16日
公 表 済

那覇市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市消防局事務専決規程(昭和53年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] <u>(5) 警備長 消防署組織規程第5条第1項の警備長をいう。</u> <u>(6) 分署長 消防署組織規程第4条第1項の分署長をいう。</u> (7)～(9) [略] (10) 消防署予防査察係 消防署組織規程第2条第1号の予防査察係をいう。 (11)～(15) [略] (主幹への専決件の移譲) 第7条 警備長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、署長の承認を得て、警備長の専決事項について、別表第4により消防署予防査察係の主幹に専決権を移譲することができる。 <u>第8条 [略]</u> (署長及び課長等の代決) <u>第9条 署長が専決する事項について、署長が不在のときは警備長が代決する。ただし、消防署組織規程第13条第2項の分掌事務については、予防査察係の主幹は専決権を有しない。</u> 2 [略] <u>3 警備長が専決する事項について、専決者</u>	(用語の意義) 第2条 [略] (1)～(4) [略] <u>(5) 分署長 消防署組織規程第5条第1項の分署長をいう。</u> <u>(6) 警備長 消防署組織規程第6条第1項の警備長をいう。</u> (7)～(9) [略] (10) 消防署予防査察課 消防署組織規程第2条第1号の予防査察課をいう。 (11)～(15) [略] <u>第7条 [略]</u> (署長及び課長等の代決) <u>第8条 署長が専決する事項について、署長が不在のときは副署長が代決する。</u> 2 [略] <u>3 分署長が専決する事項について、分署長が不在のときは、分署長が指名する当該警備の主幹が代決する。</u> <u>4 警備長が専決する事項について、警備長</u>

が不在のときは、警備長の指名する当該警備の主幹が代決する。<u>ただし、中央消防署神原分署については、分署長が代決する。</u> 4 [略] <u>第10条</u> [略] <u>第11条</u> <u>第8条又は第9条の規定に基づき代決した事項については、局長又は専決者の登庁後速やかに決裁文書を閲覧に供しなければならない。</u> <u>第12条～第13条</u> [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記]	が不在のときは、警備長の指名する当該警備の主幹が代決する。 5 [略] <u>第9条</u> [略] <u>第10条</u> <u>第7条又は第8条の規定に基づき代決した事項については、局長又は専決者の登庁後速やかに決裁文書を閲覧に供しなければならない。</u> <u>第11条～第12条</u> [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

[略]

項	区分	専決者
人事 に関 する 事項	職員(再任用職員及び会計年度任用職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務	[略]
	警備長又は分署長	署長
	主幹以下	課長 警備長

	専念義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認にすること。		
	非常勤職員(那覇市非常勤職員要綱の適用がある者をいう。以下課長同じ。)の休暇にすること。		課長
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令にすること。	[略]	
		警備長又は分署長	署長
		主幹以下	課長 警備長
	職員の出張命令にすること。	[略]	
		警備長又は分署長	署長
		[略]	
	財産	[略]	
	に関する事項	物品購入の契約にすること。	[略]
		100万円以上500万円未満	次長
		100万円未満	課長
		[略]	
	予算	[略]	
経理に関する事項	予算の流用にすること。	[略]	
		300万円未満	次長
	[略]		
	[略]		

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

[略]

項	区分	専決者
人事	職員(再任用職員及び会計年度任用職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体	[略]
に関する事項		副署長、分署長又は警備長
		署長

	保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関する事。	主幹以下	課長 分署長 警備長
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。	[略]	
		副署長、分署長又は警備長	署長
	職員の出張命令に関する事。	主幹以下	課長 分署長 警備長
		[略]	
		副署長、分署長又は警備長	署長
		[略]	
財産 に 関 する 事 項	[略]		
	物品購入の契約に関する事。	[略]	
		100万円以上500万円未満	次長 署長
		100万円未満	課長 分署長 警備長
予算 経 理 に 関 する 事 項	[略]		
	予算の流用に関する事。	[略]	
		300万円未満	次長 署長
	[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

[略]

所属	事項	専決者
[略]		

<u>消防署予 防査察係</u>	[略]	
	消防設備等の完成検査等に関する事。	<u>警備長</u>
	消防法令適合通知に関する事。	<u>警備長</u>
	着工届出書及び設置届出書に関する事。	<u>警備長</u>

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

[略]

所属	事項	専決者
[略]		
<u>消防署予 防査察課</u>	[略]	
	消防設備等の完成検査等に関する事。	<u>課長</u>
	消防法令適合通知に関する事。	<u>課長</u>
	着工届出書及び設置届出書に関する事。	<u>課長</u>

[改正前 別記]

別表第4(第7条関係)

消防署予防査察係の主幹への専決権委譲の目安

区分	目安
主幹	別表第1の主幹決裁基準及び別表第3のうち、消防署予防査察係の警備長の専決者区分に準ずる。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第45号

令和3年3月9日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 532 号
指定工事店名	株式会社与那嶺設備
営業所所在地	沖縄県島尻郡南風原町字宮城424番地3
代表者氏名	與那嶺 勇
有効期間	自 令和3年3月4日
	至 令和7年3月31日

那覇市上下水道局告示第46号

令和3年3月12日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 492 号
指定工事店名	与那嶺設備
営業所所在地	沖縄県島尻郡南風原町字宮城424番地3
代表者氏名	與那嶺 勇
取消日	令和3年3月10日
取消理由	個人から法人へ変更したため

那覇市上下水道局告示第47号

令和3年3月15日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について

那覇市下水道条例第16条に基づく更新手続きがなかったため、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により次のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 393 号
指定工事店名	株式会社新協建設
営業所所在地	沖縄県那覇市首里石嶺町2丁目142番地2
代表者氏名	小波津 正一
満了日	令和3年3月31日
理由	有効期間満了のため

指定（登録）番号	第 401 号
指定工事店名	株式会社琉金
営業所所在地	沖縄県那覇市泊2丁目29番地1
代表者氏名	高宮 康次
満了日	令和3年3月31日
理由	有効期間満了のため

指定（登録）番号	第 490 号
指定工事店名	カミヤ商会
営業所所在地	沖縄県豊見城市字平良240番地140
代表者氏名	神谷 榮信
満了日	令和3年3月31日
理由	有効期間満了のため

那覇市上下水道局告示第48号
令和3年3月16日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 457 号
指定工事店名	フジ設備工業
営業所所在地	沖縄県沖縄市桃原1丁目4番20号 2階
代表者氏名	仲村 繁治
取消日	令和3年3月15日
取消理由	個人事業から法人になったため

那覇市上下水道局告示第 49 号

令 和 3 年 3 月 1 8 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 新規指定

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
484	琉 設	沖縄市照屋2丁目2番 15号	上間 尚貴	令和3年 1月18日
485	株式会社ヴェルデ	那覇市泊3丁目1番29 号 2階	森岡 貴司	令和3年 2月26日
486	常設備	沖縄市桃原2丁目4番 10号	川崎 常男	令和3年 3月4日
487	株式会社ツハ設備	中頭郡西原町字小那覇 324番地7	津波 靖師	令和3年 3月18日

那覇市上下水道局告示第 50 号

令 和 3 年 3 月 1 9 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 533 号
指定工事店名	常設備
営業所所在地	沖縄県沖縄市桃原2丁目4番10号
代表者氏名	川崎 常男
有効期間	自 令和3年3月9日
	至 令和7年3月31日

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第1号
令和3年3月12日
公 表 済

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長 田 端 一 正

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程(平成3年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、<u>小学校及び中学校の職員の服務に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>県費負担教職員 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。</u> (2) <u>市費負担職員 那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第6号に規定する職員のうち学校に勤務するものをいう。</u> (3) <u>職員 県費負担教職員及び市費負担職員をいう。</u> (4) [略]	(趣旨) 第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、<u>職員の服務に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (定義) 第2条 [略] (1) <u>職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条第1項の職員のうち、那覇市立の小学校及び中学校に勤務するものをいう。</u> (2) <u>県費負担教職員 職員のうち、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定するものをいう。</u> (3) <u>市費負担職員 職員のうち、県費負担教職員以外のものをいう。</u> (4) [略] <u>(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)</u> 第5条 <u>職員は、セクシュアル・ハラスメント(職場における他の者を不快にさせる性的な言動及び職場外における他の職員を不快にさせる性的な言動をいう。)をしてはならない。</u> 2 <u>職員は、パワー・ハラスメント(職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。)をしてはならない。</u>

第5条～第17条 [略]

(専従休職)

第18条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けようとするときは、専従休職許可申請書に当該職員団体の役員に選任されたことを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 [略]

第19条～第37条 [略]

(兼職及び他の事業等への従事)

第38条 職員が、教育公務員特例法第17条又は地方公務員法第38条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業、事務若しくは営利企業等に従事しようとするときは、兼職(兼業)承認(許可)願を教育長に提出しなければならない。

3 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント(職場において行われる職員に対する、妊娠したこと、出産したこと若しくはこれらに起因する症状により勤務することができないこと、勤務することができなかったこと若しくは能率が低下したことに関する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動であって、当該職員の勤務環境を害するものをいう。)をしてはならない。

第6条～第18条 [略]

(専従休職)

第19条 職員は、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けようとするときは、専従休職許可申請書に当該職員団体の役員に選任されたことを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 [略]

第20条～第38条 [略]

(兼職及び他の事業等への従事等)

第39条 職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(次項において「パートタイム職員」という。))を除く。)は、次に掲げるときは、兼職(兼業)承認(許可)願を教育長に提出しなければならない。

(1) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事しようとするとき。

(2) 地方公務員法第38条第1項の規定により営利企業への従事等をしようとするとき。

2 パートタイム職員は、教育に関する他の職を兼ね、若しくは教育に関する他の事業若しくは事務に従事しようとするとき、又は営利企業への従事等をしようとするときは、その従事する時間、従事す

第39条～第45条 〔略〕	<u>る業務の内容等について、あらかじめ届け出なければならない。</u> 第40条～第46条 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この訓令は、令和3年3月12日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第3号

令和3年3月12日

公 布 済

那覇市立学校職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程を廃止する訓令を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長 田 端 一 正

那覇市立学校職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程を廃止する訓令

那覇市立学校職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程（平成12年那覇市教育委員会教育長訓令第2号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和3年3月12日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第27号
令和3年3月5日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会委員長の退職について

那覇市選挙管理委員会委員長が退職したので、那覇市選挙管理委員会規程（昭和47年10月31日那覇市選挙管理委員会告示第38号）第5条の2の規定により、住所及び氏名を次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 松田 義之

住 所
氏 名 松田 義之

那覇市選挙管理委員会告示第 28 号
令和 3 年 3 月 5 日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名について

那覇市選挙管理委員会規程（昭和47年10月31日那覇市選挙管理委員会告示第38号）第2条第3項及び第4条の規定により、那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 松田 義之

委員長 住所
氏名 日高 清義
(任期 令和3年3月6日から令和4年3月20日)

職務代理者 住 所
氏 名 高里 良樹
(任期 令和3年3月6日から令和4年3月20日)

監査委員公表

那 監 公 表 第 9 号

令和 3 年 3 月 19 日

公 表 済

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

令和 2 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について
（公表）

令和 2 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長、那覇市教育長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置

○ 令和 2 年度 久茂地 7 号（甲辰橋）橋梁整備工事（その 2）

（4）着手前の技術調査について

ア 計画、調査及び設計について

（7）指摘事項等（要望事項）

当初契約時の履行期間は平成 30 年 10 月 17 日～平成 31 年 3 月 29 日の 164 日間であったが、令和元年 10 月 31 日までの 380 日間に変更している。

変更理由は、信号機の設置や車両停止線位置、路線線形、勾配、市道久茂地前島線への接道等に関し、警察や沖縄県南部土木事務所との協議に相当の日数を要しているが、これらの問題点は、基本設計時点に、ある程度解決しておく必要がある。

□ 上記事項に関する措置

今後、交差点協議や河川占用などの問題点については、基本設計時に、ある程度解決が図られるよう努めます。

(イ) 指摘事項等（注意事項）

本業務では橋梁の設計等に電子計算機プログラムを使用しているが、業務計画書や報告書には、ソフト名やバージョン、開発者（販売会社）名、適用仕様書、解析理論等の記載がないため、計算結果（アウトプット）が正しく計算されたものかどうかの判断が出来ない。

土木設計業務等共通仕様書第 1209 条 設計業務の条件には、「電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。」とあり、設計業務委託時には、業務計画書や設計報告書にこれらの記載が有り、プログラムの内容が、基準書類に適合していることを必ず確認されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後、設計で使用した電子計算機プログラムについて、ソフト名やバージョン、開発者（販売会社）名、解析理論、適用仕様書等を報告書内に記載するよう受注者に指示します。また、監督員においても計算内容が設計条件等に適合しているか確認を行います。

エ 設計図及び特記仕様書について

(ア) 指摘事項等（要望事項）

「12 その他 19) 主任技術者または監理技術者の資格要件」において、「主任技術者または監理技術者は、下記のいずれかの資格を有するものを配置すること。」として、1 級土木施工管理技士、2 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工技士、2 級建設機械施工技士」を挙げているが、監理技術者になれるのは、国家資格 1 級の保有者に限られる。誤った解釈をされないよう、主任技術者と監理技術者を分けて記載されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後、関係各課と調整し、工事特記仕様書 12 その他 19) 主任技術者または監理技術者の資格要件について主任技術者と監理技術者を分けた記載に修正します。

(5) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

(ア) 指摘事項等（要望事項）

工事がほぼ未着工のため、実際の施工管理状況は確認できなかった

たが、工程がひっ迫している状況においては、工事の進捗を早めるために、安全面を軽視した無理な施工に繋がりがやすい傾向がある。施工再開後は、安全管理を最優先とした、適切な施工管理を実践するよう指導監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後、安全管理を最優先とした適切な施工管理が出来るよう指導監督します。

(イ) 指摘事項等（注意事項）

沖縄県土木工事共通仕様書には、「受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法などについての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守して工事の施工に当たらなければならない。」と規定されている。従って施工計画書には、安全、品質、工程等の各種管理や施工方法が多方面から検討された、具体的な内容が記載されていなければならない。

したがって、「提出」とは、受注者が監督職員に対してその内容を十分説明した上で差し出すことであり、説明時に記載内容に不足や間違いがあれば監督職員は、修正・加筆させるなど、施工計画書受理時に訂正するよう指導する必要がある。

また、今回施工計画書記載内容には以下のような不備があり、是正するよう指導監督されたい。

- a 「必要な間隔にスパーサーを配置する」と記載されている。スパーサーの形状・寸法、配置計画等を具体的に記載すること。（深礎基礎工）

□ 上記事項に関する措置

施工計画書に施工方法等の具体的な内容を記載しました。今後、施工計画書は、具体的な内容を記載するよう指導します。

- b 「所定の場所に搬出する」と記載されている。不法投棄に繋がらないよう、搬出場所を具体的に記載すること。（土工・残土処理）

□ 上記事項に関する措置

施工計画書に搬出場所を具体的に記載しました。今後、施工計画書は、具体的な内容を記載するよう指導します。

- c 「保安施設等で明確に区切り」と記載されている。保安施設の種類、設置位置等を具体的に記載すること。（第三者災害防止）

□ 上記事項に関する措置

施工計画書に保安施設の種類、設置位置等を具体的に記載しました。今後、施工計画書は、具体的な内容を記載するよう指導します。

- d 「舗装は吸塵式アスファルトカッターで切断し、建設汚泥として運搬・処理する」と記載されている。乾式カッターの場合、ガレキ類として適正に処理する必要があるので具体的に記載すること。

□ 上記事項に関する措置

施工計画書に舗装切断施工法別に産業廃棄物を適正に処理するよう、廃棄物の種類、処理施設等を具体的に記載しました。今後、施工計画書は、具体的な内容を記載するよう指導します。

- e 安全管理組織表に「総括安全衛生管理者」との記載が有るが、「統括安全衛生責任者」の間違いである。正しく記載すること。

□ 上記事項に関する措置

「統括安全衛生責任者」に訂正しました。

- f クレーンの安定検討が記載されていない。鋼材吊上げ時などの、実際の作業半径と吊荷重に基づいた安定検討を行い、施工計画書に記載すること。

□ 上記事項に関する措置

クレーンの安定検討を行い施工計画書に記載しました。今後、クレーンの安定検討について、施工計画書に記載するよう指導します。

ウ 品質管理

(7) 指摘事項等（注意事項）

施工計画書の「品質管理計画」は、コンクリート工事に関して発注者が定めた規格値や試験基準などの表を添付しただけであり、施工者としての品質管理計画が記載されていない。施工者には、発注者が定めた要求品質を満足させるための、具体的な施工方法や管理方法などを検討・記載するよう指導監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後、施工計画書の「品質管理計画」について、現場に合わせた内容を具体的に記載するよう指導します。

エ 出来形管理

(7) 指摘事項等（注意事項）

監査当日現在、本格的な工事は未着工であり、出来形管理状況は確認できなかったが、施工計画書には、品質管理同様、発注者が定めた管理基準表が添付されているだけであり、仕上がり寸法や精度を満足させるための具体的な施工方法や管理方法を記載するよう指導監督されたい。

☐ 上記事項に関する措置

今後、施工計画書の「出来形管理計画」について、現場に合わせた内容を具体的に記載するよう指導します。

オ 安全管理

(7) 指摘事項等（注意事項）

「モノレール軌道下で大型クレーンを使用する」と記載されているが、クレーン作業時の安定検討に関する記載がない。施工計画書記載内容でも触れたが、万一のクレーン転倒事故を未然に防止するため、十分な検討を行い施工計画書に記載するよう指導監督されたい。

また、本格着工後は、転落・墜落等の災害を防止するため、適切な手摺、昇降設備、親綱等が設置されていることを確認・指導監督されたい。

☐ 上記事項に関する措置

クレーンの安定検討を行い施工計画書に記載しました。今後、クレーンの安定検討について、施工計画書に記載するよう指導します。

また、現在本格着工しており、転落・墜落等の災害を防止するための安全設備の設置について、確認・指導しています。

カ 工事監理

(7) 指摘事項等（注意事項）

建設業の許可票における「主任（監理）技術者専任の有無」欄には、「有・無」ではなく、「専任・非専任」と記載するよう指導監督されたい。

☐ 上記事項に関する措置

建設業の許可票における「主任（監理）技術者専任の有無」欄には、「専任・非専任」と記載しました。今後、建設業の許可票について、正しく記載するよう指導します。

(6) その他

イ 工事調整会議（三者会議）について

(7) 指摘事項等（要望事項）

「工事調整会議」により、工事着手前に発注者、設計者、施工者が一堂に会して、当該工事の施工上の留意点や問題点、設計の前提条件などの課題を共有することは、公共建造物の品質確保、施工の安全確保、相互の技術力向上などの面からも大変意義のあることである。

本工事においては開催されていないが、工事の難易度等を勘案の上、工事調整会議の開催を施工者の判断のみに委ねることなく、積極的に推進されたい。

☐ 上記事項に関する措置

今後、工事規模や難易度に応じて、3者協議の開催を検討します。

ウ マスコンクリートへの対応について

(7) 指摘事項等（要望事項）

a 受注者が外部に依頼するための経費を技術管理費等に計上し、解析・対策立案の実施を特記仕様書に記載すると共に、施工計画書に明記させること。

☐ 上記事項に関する措置

今後、国または県などの事例等を調査し、技術管理費等の経費計上及び特記仕様書への記載を検討します。

b 設計業務に温度応力解析や解析結果に基づく施工計画等を含めて委託し、解析の前提条件、結果と対応策等を工事調整会議において施工者に伝達すること。

☐ 上記事項に関する措置

今後、国または県などの事例等を調査し、温度応力解析等の委託実施について検討します。

c 普通ポルトランドセメントを中庸熱ポルトランドセメントに変更すること。

☐ 上記事項に関する措置

今後、工事規模や難易度、構造物の重要度、水和熱の度合いなどを考慮し、セメントの種類選定を検討します。

○ 宇栄原小学校屋内運動場等改築工事（建築）

(4) 着手前の技術調査について

オ 工事の入札及び契約について

(ア) 指摘事項等（要望事項）

自主結成による特定建設工事共同企業体（2 社 J V）による制限付き一般競争入札を行ったが、応札者は 1 者であった。結果として予定価格どおりの契約額となっている。1 者入札を否とするものではないが、適切な競争原理が働くよう工夫されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後の事業では、競争原理が働くよう契約担当課と調整し、発注方法等を検討します。

(5) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

(ア) 指摘事項等（注意事項）

施工体系図に記載された「総括安全衛生責任者」は「統括安全衛生責任者」の間違いである。関係法令上の文言のとおり、正しく記載するよう指導監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

統括安全衛生責任者に修正しました。今後の事業では、正しく記載するよう指導監督します。

オ 安全管理

(ア) 指摘事項等（要望事項）

VOC 測定はパッシブ法にて来年 1 月に実施するとの説明を受けた。パッシブ法は VOC 濃度の 24 時間平均値が得られるが、児童の施設利用時間に合わせ、VOC 放散が最大となる午後 2 ～ 3 時にアクティブ法で測定することも視野に検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

検討した結果、屋内運動場は夜間利用もあるため、パッシブ法で測定しました。

カ 工事監理

(ア) 指摘事項等（注意事項）

建設業の許可票における「主任（監理）技術者専任の有無」欄には、「有・無」ではなく、「専任・非専任」と記載するよう指導監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

「専任」に修正しました。今後の事業では、正しく記載するよう指導監督します。

(6) その他

イ 暑中コンクリートへの対応について

(7) 指摘事項等（要望事項）

本工事における養生は散水養生を採用しているが、養生マットを用いていないため、短時間で乾燥する恐れがある。特に野外の工事においては養生マットの採用や湛水養生を指導監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後の事業では、暑中コンクリートの養生について工法検討を行い指導監督します。

○令和元年度3工区首里石嶺町地内公共下水道（雨水）工事

(4) 着手前の技術調査について

ア 計画、調査及び設計について

(7) 指摘事項等（注意事項）

a 業務計画書（8.）や設計報告書（1.4）の「使用した主な図書及び基準」には発行年度が記載されておらず、最新版であることの確認ができない。また、「トンネル標準示方書（シールド編）」、「同（山岳工法編）」や「港湾の施設の技術上の基準・同解説」など、明らかに本設計業務とは関係のないものも記載されている。

設計業務を行う上で、どのような基準に基づいて実施するかは、大変重要な意味を持つ。業務計画書や設計報告書の「使用した主な図書及び基準」を複数の設計業務において使い回すのではなく、本業務に用いる基準図書の最新版を正しく記載するよう、また、同一報告書内に異なった準拠指針を記載することがないよう、合わせて指導監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は業務計画書及び設計報告書等の「使用した主な図書及び基準」において、それぞれの業務に合わせた図書及び発行年度の記載を行うよう指導します。

b 本業務では地下貯留槽やカルバート、仮設工の設計等に電子計算機プログラムを使用しているが、業務計画書や報告書にはソフト名やバージョン、開発者（販売会社）名、解析理論、適用仕様書等の記載がないため、計算結果（アウトプット）が正しく計算されたものかどうかの判断が出来ない。

土木設計業務等共通仕様書第1209条設計業務の条件には、「電子

計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。」とある。設計業務委託時には、業務計画書や設計報告書にこれらの記載が有り、プログラムの内容が、基準書類に適合していることを必ず確認されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は設計で使用した電子計算機プログラムについて、ソフト名やバージョン、開発者（販売会社）名、解析理論、適用仕様書等を報告書内に記載するよう受注者に指導します。また、監督員においても計算内容が設計条件等に適合しているか確認を行います。

- c 構造検討において、一部の部材にせん断応力度が許容せん断応力度を上回る箇所があり、「※せん断 NG はせん断補強鉄筋を配置する」とのただし書があるが、どの位置にどのような鉄筋を何本配置するのか不明である。図面において当該補強筋を確認したが、設計報告書には具体的な対応策を明記するよう指導監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は設計報告書において、対応策を明記するよう指導します。

- d 排水計算書において、「降雨強度式 $I=a/(t+b) 130$ 」との記載があるため根拠を確認したが、上位計画において「降雨強度 130mm/h」と設定されているとの説明を受けた。設計報告書には各種数値の根拠を明確に記載されたい。

また、「130」では意味不明である。「降雨強度 130mm/h」と正確に記載するよう指導監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は設計報告書で使用した基準値について、根拠資料の記載を行うよう指導します。

また、数値の単位等正確に記載するよう指導します。

- e 仮設工（土留工）の計算において、鋼材の断面性能にリース材（山留材）の数値を採用しており、過大な設計となっていないか確認したが、使用する鋼材が新材ではなく、何度も転用されたものであるため、断面性能をリース材と同等まで低減して計算したとの説明を受けた。設計の前提とした設計者の意図は、報告書に明確に記載するよう指導監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は設計の前提とした設計者の意図は報告書に設計根拠を明確に記載するよう指導します。

f 親杭横矢板土留めの計算が水压を考慮したものとなっている。本工事のような「開水性土留め」の場合は水压を考慮せずに計算することが通例であるため根拠を確認したところ、土木工事設計要領(沖縄県)「仮設構造物」に、「水压は、地下水位が低いとき、排水が十分に行われる場合は無視できる。」とあるが、当現場においては比較的地下水位が高いため、水压を考慮したとのことであった。現場状況に応じて設計者が判断したものと思うが、その根拠が記載されていない。水压は土留め工の設計に大きな影響を及ぼすファクターである。前項同様、設計の前提とした設計者の意図は、報告書に明確に記載するよう指導監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は設計の前提とした設計者の意図は報告書に設計根拠を明確に記載するよう指導します。

g 計算上 40mm や 50mm で対応可能な土留め横矢板厚さを、設計者の判断で全て 60mm に統一しており、明らかに過大な設計となっている。施工性に配慮した対応であると思われるが、工事予算にも影響することであり、設計においては必要最小限の材を採用すべきである。

なお、工事受注者自らが施工性等の理由により、安全を優先する横矢板厚さに統一することを否とするものではない。

□ 上記事項に関する措置

今後は施工性、安全性及び経済性等を考慮したうえで採用する横矢板厚さを検討します。

h 照査報告書添付の「照査計画フローチャート」は、本業務のフローチャートではない。照査報告書受理時に内容を精査し、誤りを修正するよう指導監督されたい。

なお、本業務においては 6 回の設計照査が行われており、報告書は全て提出されていることを確認した。

□ 上記事項に関する措置

今後は照査報告書受理時に内容の精査を行います。

エ 設計図及び特記仕様書について

(7) 指摘事項等 (要望事項)

a 業務委託標準仕様書「第 7 章 準拠すべき図書」には、最新版を用いる旨の記載をすることが望ましい。

□ 上記事項に関する措置

今後は業務委託標準仕様書「第 7 章 準拠すべき図書」に、最新版を用いる旨記載します。

(イ) 指摘事項等（注意事項）

- a 業務委託特記仕様書 第 8 条 3 に、「担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない」と記載されているが、誤解を招かないよう、「管理技術者及び担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない」と記載されたい。

☐ 上記事項に関する措置

今後は業務委託特記仕様書 第 8 条 3 に、「管理技術者及び担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない」と記載します。

- b 工事特記仕様書 12 その他 9) 工事に使用する資材等の運搬に、「受注者は土砂、資材等の運搬にあたって、過積載防止に努めなければならない」とあるが、過積載防止は努力義務ではない。「過積載をしてはならない」と明確に記載されたい。

☐ 上記事項に関する措置

工事特記仕様書の修正を行います。

- c 工事特記仕様書 12 その他 19) 主任技術者または監理技術者の資格要件に、「主任技術者または監理技術者は、下記のいずれかの資格を有するものを配置すること。」として、1 級土木施工管理技士、2 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工技士、2 級建設機械施工技士」を挙げているが、監理技術者になれるのは、国家資格 1 級の保有者に限られる。誤った解釈をされないよう、主任技術者と監理技術者を分けて記載されたい。

☐ 上記事項に関する措置

工事特記仕様書の修正を行います。

(5) 着手後の技術調査について**ア 施工管理****(ア) 指摘事項等（注意事項）**

沖縄県土木工事共通仕様書には、「受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法などについての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守して工事の施工に当たらなければならない。」と規定されている。従って施工計画書には、安全、品質、工程等の各種管理や施工方法が多方面から検討された、具体的な内容が記載されていなければならない。

「提出」とするとは、受注者が監督職員に対してその内容を十分説明した上で差し出すことであり、説明時に記載内容に不足や間違いが有れば、修正・加筆させるなど、施工計画書受理時に訂正するよう指導する必要がある。

また、今回施工計画書の内容はおおむね良好であるが、記載内容に曖昧な表現が散見されるので、今後は以下のような点について、是正するよう指導監督されたい。

- a 「鉄筋の所定の被りを確実に確保するよう留意する」と記載されている。スペーサーの形状・寸法、配置計画等を具体的に記載すること。

☐ 上記事項に関する措置

今後は施工計画書において、施工方法等を具体的に記載するよう指導します。

- b 「設計図書に準じた強度のコンクリートを打設する」と記載されている。具体的なコンクリート強度、スランプ等を記載すること。

☐ 上記事項に関する措置

今後は施工計画書において、施工方法等を具体的に記載するよう指導します。

- c 施工体系図に「総括安全衛生責任者」との記載が有るが、「統括安全衛生責任者」の間違いである。正しく記載すること。

☐ 上記事項に関する措置

施工体系図の記載を正しました。

- d 施工体系図の、下請け及び孫請けの安全衛生責任者名が同一人となっている。孫請けの記載間違いであり、正しく記載すること。

☐ 上記事項に関する措置

施工体系図の記載を正しました。

- e クレーンの安定検討が記載されていない。函体ブロック吊上げ時などの、実際の作業半径と吊荷重に基づいた安定検討を行い、施工計画書に記載すること。

☐ 上記事項に関する措置

今後は施工計画書においてクレーンの安定検討を行い、記載するよう指導します。

ウ 品質管理

(7) 指摘事項等（注意事項）

施工計画書の「品質管理計画」が、発注者が定めた規格値や試験基準などの表を添付しただけであり、施工者としての品質管理計画

が記載されていない。施工者には、発注者が定めた要求品質を満足させるための、具体的な施工方法や管理方法などを検討・記載するよう指導監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は施工計画書の「品質管理計画」の記載について、それぞれの現場に合わせた内容で具体的に記載するよう受注者へ指導します。

オ 安全管理

(7) 指摘事項等（注意事項）

本工事は無事故、無災害で推移しており、適切な安全管理がなされている。

しかし、施工計画書における「安全管理」の記載内容は一般的な記述が多く、本現場特有の安全対策（例：住宅街の狭隘な道路での資材搬出入時の交通安全対策、掘削作業時の重機接触事故防止対策、クレーン作業時の安全対策、足場・昇降設備計画 等）に関する具体的な計画が記載されていない。

施工計画書には、工事内容毎の潜在的な不安全要因を明らかにし、それに対する具体的な安全対策を記載するよう指導監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は施工計画書の「安全管理」の記載について、それぞれの現場に合わせた内容で具体的に記載するよう受注者へ指導します。

カ 工事監理

(7) 指摘事項等（注意事項）

建設業の許可票における「主任（監理）技術者専任の有無」欄には、「有・無」ではなく、「専任・非専任」と記載するよう指導監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

建設業の許可票における「主任（監理）技術者専任の有無」欄には、「専任・非専任」と記載しました。今後の工事においても同様に指導します。

(6) その他

イ 工事調整会議（三者会議）について

(7) 指摘事項等（要望事項）

「工事調整会議」により、工事着手前に発注者、設計者、施工者が一堂に会して当該工事の施工上の留意点や問題点、設計の前提条件などの課題を共有することは、公共建造物の品質確保、施工の安

全確保、相互の技術向上などの面からも大変意義のあることである。本工事においては開催されていないが、工事の難易度等を勘案の上、工事調整会議の開催を施工者の判断のみに委ねることなく、積極的に推進されたい。

□ 上記事項に関する措置

　　今後は工事規模、難易度に合わせて3者協議を行うよう検討してまいります。

